

Title	スエーデンの現行制裁体系の成立とその評価： 新刑罰体系 = 理念と提案 = 抄訳
Sub Title	Growth of the current sanction system and its Evaluation : Transration from the 1st Chapter of "Nytt straffsystem"(BRÅ Rappot 1977 7, Sweden)
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1979
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.52, No.12 (1979. 12) ,p.58- 104
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19791215-0058">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19791215-0058</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

スエーデンの現行制裁体系の成立とその評価

——新刑罰体系Ⅱ理念と提案Ⅱ抄訳——

坂田仁

解題

一九七七年秋スエーデンの犯罪防止委員会の刑事政策部会は、

「新刑罰体系」と題する報告書(BRA Rapport 1977: 7)を発表した。

その第一章は、「背景」としてスエーデンの刑事政策の現状について詳細に述べている。同報告書は、それについて、第二章デンマーク、フィンランド及びノルウェーにおける制裁体系の発展、第三章社会的ベースベクトイブにおける刑罰体系、第四章予防理論と制裁、第五章制裁形式、第六章自由刑、第七章社会内処遇、第八章経済的制裁、第九章特別規則、第一〇章代替的制裁、第十一章その他の問題、の章別を有するが、この第一章のみで全体の五分の一を占めている。

同報告書は、後の章で新刑罰体系の基本原理と具体的提案を取扱っているが、第一章はその前提となる重要な現状分析をしており、

充分に紹介する価値のあるものとして、ここにその全文を訳出することにした。

本年四月スエーデン政府は、施設内処遇と施設外処遇の改革のための委員会の発足を指示した。この報告は、少年拘禁調査会の最終報告書などとともに、その指示の重要な基礎となっている。

なお刑事政策部会の委員は、スベン・アンデルソン(議長)、ペール・イエルムステン、ビルギッタ・アレクサンダーソン、エルランド・アスベリン、ステン・ヘクシャール、ブルー・マルティンソン、ホルガ・ロマンダー、カール・エドワード・ストウルケル、クスト・スベリ、ハンス・トルンステッドである。そして、第一章の著者は、E・アスベリンである。

本報告書を私は、ストックホルム大学のK・スベリ教授より贈られた。その好意に心から謝意を表したい。

## 第一章 背景

### 第一節 現行の制裁体系の成立

#### 第一 刑法理論

刑法理論では絶対的刑法的理論（刑罰自身が目的である）と相対的刑法理論（刑罰は或る目的を達成する手段である）とを分けるのがふつうである。

絶対的刑法理論は、全ての人間行動を支配し、秩序づける形而上学的原理に鑑みて刑罰の合法的な適用を探求する。この原理は多くの哲学者に認められるが、かかる絶対的原理（*shine qua non*）にまで合法性を高めたカントによつて最もはっきりと表現されている。カントによれば合法性は全ての不法が処罰されることを要求している。同様な方法で多くの宗教は絶対的な原理として、道徳的な誤ちを犯した者が刑罰によつて自らの責任のあがないを得るために、罪が処罰されなければならないことを定める。

相対的刑法理論は、他方、刑罰を實際的、合理的根拠から、即ち社会の秩序を維持し個人を侵害から守るためのものとして説明しようとする。社会的にみて刑罰が予防目的に役立つとする見解は古い時点までさかのぼることが出来る。これはすでに刑罰が倫理的に不法な行動に対する応報を成すものだとして主張する古代の哲学者の考え方の中に見られる。

予防思想もまた一八及び一九世紀の刑法理論から発し、発展し

スエーデンの現行制裁体系の成立とその評価

た。啓蒙主義哲学にとつて当時の残忍で専制的な刑事司法は受け入れられることの出来ないものであつた。犯罪はその重大さによつて体系的に整えられるべきであつた。個々の犯罪に対して法益侵害の性質と程度に比例した刑罰が伴うべきであつた。刑の量定における正義の要求は社会契約説による基本原則の一つであつた。刑法の予防機能が強調され、それは均衡理論によつて最も良く満足されることが出来るものとみられた。

一九世紀のドイツの哲学者は、犯罪行為それ自身のみが刑罰の法律的根拠となり得ると主張した。犯罪者が処罰されるためには、その犯罪者は刑罰を正当化する方法で行動した者でなければならなかつた。刑罰は応報の性格を持つていた。刑罰によつて、犯罪者は、自らの責任に苦しみ、それによつて彼が犯罪を犯した時に破られた法の均衡を回復しなければならなかつた。

この哲学の流れは、いわゆる古典刑法学派の基礎を形成することになつた。この学派に予防思想と同様に応報思想の主張者が加わつた。犯罪は、刑罰を伴い、刑罰は、その犯罪がいかに重大であるかということとある比例関係になければならなかつた。犯罪への制裁、即ち死刑、自由刑、又は軽い場合には罰金は前もつて定められていなければならなかつた。刑の量定の際の個別的な裁量の余地は存在しなかつた。しかし、刑罰は、犯罪に対する正しい反動でなければならなかつたので、それは責任能力のない人間には科することが出来なかつた。

この刑法理論の思考方法に対する反動が、一九世紀の終りにイタ

リアの実証主義刑法学派によつて生じた。この学派は、初めラテン諸國に地歩を占めた。この学派は、制裁の目的が犯罪に対して社会を防衛することであるとの主張から出発した。その基本原理はきわめて反形而上学的であつた。法的反動は、主として犯罪者の危険性の程度、即ち彼の個別的犯罪性に基ついて定められるべきであつた。それ故に処遇は個別化され、そして原理的に不定期的でなければならなかつた。

実証主義学派の基本的視点は、司法保護機関の行動の自由が増す結果をもたらしした。第一に、裁判官は、処遇の形態を決定する大きな余地を得た。その他に、この学派の第一人者イタリアのエンリコ・フェリによれば、制裁の執行は「もはや我々の時代におけるが如く裁判官の仕事とは分離したのではなく、それと一連のものである継続的課題として非常に正確に行なわなければならない。」

イタリア学派とほぼ同時に、大陸に現代学派又は社会学派とよびならわされる傾向が生じた。この学派の指導者はドイツの刑法学教授フランツ・v・リストであつた。古典的応報理論は攻撃され、刑罰の課題は、社会現象としての犯罪と闘争することであると主張された。犯罪者は、三つの主要なグループに分けられた。即ち処遇によつて改善されるもの(犯罪傾向を有するもの)、処遇を必要としないもの(機会犯)及び改善不能のもの(習慣性犯罪人)である。刑罰は、異なつた範疇の犯罪人に対して別々の機能を持ち、それに適合するものでなければならなかつた。少年犯罪の分離処遇はこの運動の見解の特徴的傾向であつた。そして短期自由刑の廃止はもう一

つの特徴であつた。新しい制裁形態(大部分不定期的である)が必要とされ、伝統的な刑罰概念の中に地位を占めるべきだとされた。

実証的及び社会学派の雲囲気の中で、一九三〇年から一九四〇年代の独裁政体の特徴づける諸学派の理念の変質に対する反動として、第二次世界大戦の後にいわゆる社会防衛運動<sup>2)</sup>が生じた。これも又司法の課題を純粹に犯罪の予防として捕え、応報主義思想とはつきり訣別した。犯罪を予防することは、社会を犯罪及び犯罪者に対して防衛することと同一のものではない。社会と犯罪者との境界は存在すべきではなく、犯罪者は、社会の一部とみられるべきである。目的は、市民を単に犯罪にさらされる危険から守ることだけではなく、市民自身が犯罪者になることから守ることもある。予防活動は、犯罪の原因を明らかにし、それを攻撃することに向けられるべきである。ここで法律違反者の社会的状況が大きい役割を演じる社会復帰がこの運動のキーワードとなつた。

この古典的意味における刑罰のかわりに、社会防衛運動の指導者によれば、社会は、世話と保護と教育と自由の喪失による無害化によつて介入すべきである。それ故まさに多様な制裁体系が様々な処遇方法を開くものとしてつくり出されるべきであつた。刑罰の概念を廃止することは、なるほど必要ではないと見なされるかもしれないが、刑罰が唯一の正統な犯罪に対する法律効果であるとする見解は受け入れられなかつた。社会防衛運動は、実証主義学派の生物学的決定論を放棄し、個人の自由と行動の可能性が指摘された。特に個人の人間の価値が強調された。

制裁体系の背後にある理論はこのように次々と変化してきた。刑罰を科する活動を動機づける必要性は常に存在していたが、絶対主義的刑法理論がその極端な結果において、今日多くの者によつて原始的なものと思なされる一方、同時に実証主義的主張に基づいた制裁体系を築き上げる可能性についても不安が感じられている。

制裁体系の目的は、犯罪を予防することである。それ故その手段は、一般予防的であり、又個別予防的であると見なされる。一般予防的利益は、人間を、彼自身のために処罰することではなく、他人に犯罪を實行せしめないようにするために、罰することによつて充足される。個別予防は、刑罰によつて判決を受けた者が犯罪を継続して犯すことがなくなるような影響を受けるように、作用しなければならぬ。一般予防は、威嚇によつて達成することが出来る。威嚇という言葉は、刑罰のおどしが刑を科せられる行動を犯すことを考えることを妨げるといふことを意味する。一般予防は、又道德教育及び道德の強化によつても達成することが出来る。即ち法律は、何が正しいかを決定し、許され得ない事柄に対して介入する。それによつて、長期的視野に立つて人間の道德及び価値が守られ、又は変更される。それ故、人間は、犯罪を犯すことを妨げられる。

個別予防は、二つの方法で作用すると見なされる。一つは無害化によつて（行為者に対する介入が再犯を、継続的もしくは一時的に犯すことを妨げる）、又は個別的な作用によつて（犯罪者もしくはその環境が変えられ、それによつて犯罪の原因が除去される―即ち犯罪者が再社会化される）。その作用としては、個別的威嚇も又考えることも出来る。即ち

犯罪には、行為者が新たな苦しみから自らをさらさないために、継続的犯罪をあきらめることを期待されるような性質の不快が伴う。

## 第二 制裁体系の刑法典への展開

スエーデンの普通法が一三世紀に断絶した時、既に中央国家機構が発祥し、キリスト教が基本的に導入された。これは、多くの面での発展に影響を与えた。多くの点で普通法は、まだかなり古い規則の特徴をもつていた。それは、バイキングの時代及びそれ以前に存在した社会にまでさかのぼる。

この社会は、当時の経済的条件から合理的に構成された氏族又は部族社会であつた。外部の敵に対する安全を保障する個人の必要性は、氏族又は部族によつて与えられた保護によつて満された。氏族の中で全ての権威をもち、紛争の解決者又は裁判官として、主に自らの考えに従い活動したのは、氏族長もしくは領主であつた。しかし、彼は、同時に氏族の伝統によつて確実に拘束されていた。我々が中世初期から知る立法は、ただ小さい範囲でしか氏族の中における個人々人の間の紛争に関係しているにすぎない。そのかわりに、異なつた氏族の間の紛争と、それをいかに解決すべきかということが問題であつた。

国家の権力機構が存在しなかつたので、氏族は、自ら正義をつくり出し、自らの利益を守らなければならなかつた。これに伴つて、血酬が生じた。これは、一方で氏族間の均衡を回復し、他方被侵害者に関心をはらうことによつて、将来の攻撃を防ぐという目的をも

つていた。血酬は、労働力の喪失をもたらし、そして最悪の場合、相争う氏族の滅亡をもたらす限りにおいて、非合理的なものであった。その代替手段として、賠償金もしくは財産喪失及び追放によって血酬をおきかえる可能性が導入された。これらの制裁は、各地方に共通なテイピングで決定された。この規則が成立した時期は不明であるが、かなり古くから存在したに違いない。

普通法の中に見出され得る刑罰体系は、中央権力と教会の影響のもとに、引き続き数百年の間にゆつくりと初めて変化した。カノン法とローマ法の影響によつて、氏族の共同責任は、犯罪に対する個人責任へと移行した。犯罪は、カノン法の権威に従い、神の処罰すべき命令を受ける個人的な罪となつた。

その後発展した新しい社会は、間もなく貧困という特別な問題をかゝえることになつた。この問題は、氏族がそれ以前と同様の方法では個人に対する責任をとらうとしなかつたということと結びついていたのかもしれない。第二の重要な状況は、農奴の解放である。それ以前に存在した罰金の体系は、もはや完全に財産のない者に対しては、効果がなかつた。南方諸国からの影響のもとに、様々な答刑の如き形式の代替的刑罰が、罰金を支払うことの出来なかつた者に対するものとして導入された。同時に屈辱刑、即ちさらし者にする事、耳を切り取る事、烙印を押すことを用いることも始まつた。重大な犯罪に対しては、絞首又は剣もしくは斧による斬首による死刑が導入された。

自由をはく奪することによつて人間を罰する方法は、一七世紀に

はじめて導入された。ここに社会の社会経済的な発展と、その時代のイデオロギーと宗教の潮流との結合を見ることが出来る。当時流行の宗教的見解に従えば、労働は、人間の義務であり、神聖な喜びであつた。国家によつて受け入れられた重商主義学説によれば、国家は、経済活動が組織化され、そして全ての市民が労働につくように、監視すべきであつた。浮浪少年及び犯罪少年に対しては、感化院が設立された。そこでは、少年達は、きびしく労働するようにしつけられた。後には年輩の特に小窃盗犯、浮浪者、不徳な女性もこの施設、或いは同様な施設に収容された。その目的は、これらの施設が自給自足でなければならぬところにあつた(もしくは利益を少しでも上げなければならなかつた)。一八世紀の半ば頃これらの施設は一般的な監獄となつた。そこでは刑罰の重要な要素として刑罰労働が行なわれた。<sup>(3)</sup>

我々の現在の制裁体系は、その基本要素において、一八六四年の刑法を準備した法律委員会にさかのぼる。この法律委員会はその提案を予防思想の基礎につけた。一般予防的理由(威嚇)と同様に個別予防的理由(個別的效果と処遇)が動機として提出された。この提案は、体刑及び屈辱刑並びに追放刑をその組織から除去すること及び死刑の適用範囲を制限する目論見をもつていた。自由刑が中心的な制裁となつた。その一方、罰金が小犯罪に対して留保された。古典的刑法学派の正義の要求に従つて、特別な犯罪においては、刑罰の幅が導入された。個々の犯罪には、予測可能でかつ犯罪の重大さに比例して定められた刑罰が伴うべきであつた。

## 改善思想の勝利

一八六四年の刑法の採用後の發展は、様々な刑罰の形態の内容が次々と近代的な、社会学的な刑法学派の影響のもとに変化することになったことによつて特徴づけられる。犯罪者の個性とその環境に關心が高度に集中したので、刑罰の社会的な機能が前面に出た。これによつて、様々な制裁体系の基礎が与えられた。

今世紀には、又特別予防の理念が古典的刑法体系を打ち破つた改革を導いた。正義への關心と与えられた基準による量刑の厳格な均衡は敗北した。かわりに個々の事例で、行為者の人格と環境等を考慮して、彼を犯罪から遠ざけるために合目的に事柄を証明することが人々の目的となつた。そのような判断を犯罪原因論を出発点として下すことは可能だと考えられた。

刑の決定の際に、社会適応の良好な予測と善行とが考慮されなければならなかつた。短期自由刑は、一般的意味では犯罪者とはいえない法律違反者の利益を侵害するという理由で、原則的に受け入れることの出来ないものであつた。そして自由における犯罪者保護(社会内処遇)の方法が開発された。判決を受けた者を再犯から防ぐために、刑の威嚇を彼に加えることがある場合に考えられた。

## テュレーンの改革理念

二十世紀前半の制裁体系の構成は、大部分ヨハン・C・W・テュレーンの刑法改正原理と一九一〇年から一九三三年迄の間に提出された刑法の準備草案によつて特徴づけられることになつた。

スエーデンの現行制裁体系の成立とその評価

テュレーンは、近代刑法学派の影響を受け、古典的な応報理論の強力な批判者であつた。テュレーンは、伝統的な刑罰の形態である禁固と懲役を刑罰体系の通常の制裁と見なした。これらの刑罰には、犯罪性が典型的な社会的危険性の徴候であるような通常の犯罪者を目的とした。

犯罪者の第二の主要なグループ、即ち少年、習慣的犯罪者、異常な犯罪者、アルコール中毒者等に対しては、他の介入手段、即ち保安処分が必要とされた。遵法的な生活へ再適應する条件が欠如している場合には、犯罪者は、長期間無害化されるべきであつた。

第三のグループ、即ちいわゆる機会性犯罪者に関しては、上記のものとは逆に自由刑とは別の制裁を選ぶことが可能であつた。テュレーンは短期自由刑を信用しなかつた。かわりに相当広範囲に条件付判決、又は罰金がこれらのものに対して適用されるべきであつた。

## 社会内処遇

条件付判決は、一九〇六年にスエーデンに導入され、一九一八年に改正された。その時保護観察を命じる可能性が与えられた。一九三九年に、条件付判決に関する新しい法律が制定された。それによつて、判決を受けた者に対し猶予期間中その生活に対する遵守事項を定める可能性が裁判所に与えられた。

条件付判決は、広範囲に適用されることになつた。前科登録される犯罪で判決を受けた者のうち、三三%が一九三五年から一九三九

年にかけて条件付判決を受けた。その数は、一九四〇年から一九四四年にかけては三六％であり、一九四五年から一九四九年の期間では四四％であり、一九五〇年から一九四四年の期間では四四％であり、一九五五年から一九四九年の期間では三四％であり、一九六〇年から一九六五年の期間では三七％であつた。

個別予防の理念は他の面でもスエーデンにおける制裁体系の構成に重要な意味を持つていた。一九〇六年に条件付釈放の制度が導入された。これは、施設の規律を改善し、被收容者が善行を示した場合に、執行期間の一部を免除されることが出来るということによつて、その性格に有利な影響を与えると見なされた。

条件付釈放の適用は、当初より執行期間の三分の二で、最低二年の期間が経過した場合に制限されていた。最短刑期に関する規則の緩和は、その後引き続いて行なわれた。条件付釈放は裁量的即ち必率的ではなかつた。

一九四三年に、条件付釈放に関する新しい法律が制定された。これは、裁量的条件付釈放の範囲を更に拡大することを意味した。更に最低六ヶ月以上の刑の執行の際には、必要的条件付釈放は、刑期の六分の五が経過した後に行なわれるということが規定された。

この改正の理由として、判決を受けた者を社会内処遇に付する必要性が指摘された。これは刑の執行の通常の過程として挿入されるべきであつた。そして合目的な社会的な方向を与えられるべきであつた。この改正は、猶予期間が釈放の際に残存している刑期に応じて定められるということを前提とした。しかし、この残存期間は

科された刑罰が一年もしくはそれ以上に達する場合には一年とし、それ以外の場合には六ヶ月であつた。猶予期間中釈放された者は、命令と統制の対象でなければならなかつた。釈放は取り消すことが出来た。

### 保安処分

一九二七年の二つの不定期の制裁形式、危険な犯罪者を目的とする抑留処分と監置処分の導入は、テュレーン<sup>(1)</sup>の原則に従つたものであつた。一九三七年に、この二つの制度は単一の共通の法律によつて規制されることになり、その適用領域が拡大された。

抑留処分と監置処分は、法律の意図する所では刑罰を構成せず保安処分と名付けられた。これらは、個別予防の理由によつて動機づけられた。監置処分は、その精神状態が通常の人より偏つている犯罪者を目標とし、抑留処分は通常の精神状態の累犯者を目標とした。この適用条件の審査にあつては、適切な保護と処遇によつて犯罪者を社会生活に適応させる見込みがあり得ることと同時に、この犯罪者を無害化する必要性に考慮が払われるべきであつた。

この制度の創設の際には、後者の観点に特別な重点がおかれた。処遇思想が強力な足場を得たことによつて、監置処分の制度は処遇形式に発展することになり、「単に見込みのない、もしくはほとんど見込みのない事件だけでなく、又相対的に不定期の処遇が必要とされるが見込みのある事件にも用いられることになつた。」<sup>(2)</sup>

この観点の変化は、法律の中にも表現されることになつた。当初



は人や財産の安全に対する危険性があると認められる限り、被收容者の釈放は、禁止されると定められていた。一九四五年の法律によつて条件付釈放は、特別な理由が存しない限り監置処分と同期より五年を経過した後になされるべきであるとの規則が導入された。同時に、責任能力に関する規則が改正され、無罪判決が以前よりも制限された範囲で適用されるべきであるということになった。

監置処分と抑留処分が当初一年に数千件の事件にしか適用されなかつた一方で、一九四〇年代に向けて、その判決数は約一五〇まで増大した。その後は監置処分の判決の増加が一九四五年の改正の当然の結果として起つたのに対して、抑留処分の制度は、ほとんど用いられなくなつた。一九五五年には監置処分の判決の数は三〇八であつた。一九六三年には五四六人が、一九六四年には四七七人がこの判決を受けた。

### 少年拘禁

刑罰を保安処分で代替しようとする希望は、特に少年に関する場合に強くあらわれる。相対的に不定期の訓練と教育のための施設保護を導入しようとする考えは、イギリスのボースタルシステムとデンマークの少年刑務所で実現された。これらの制裁は、一九三五年に制度化され、我国の少年刑務所の手本となつた。

少年拘禁は、犯罪の実行の時にまだ二一歳に達していない年長の少年を目標とした。この制裁が処遇（訓練と教育）を意図することを確認にし、及びこの制裁が刑罰的な性格を持つことを妨げるため

に、その施設は、少年施設、そしてその被收容者は生徒と名付けられた。

法律が成立した際、少年拘禁は通常の比較的程度の良い事件に適用されるべきであると考えられた。精神的に異常な少年は、これに對して、拡大された監置処分法によつて措置されるべきであつた。しかしながら、裁判所は、少年拘禁を処遇困難な対象者に広範囲にわたつて適用する一方、反対に程度の良い事件（デンマークのいわゆる“*Taste Dreng*”）は大部分条件付判決に付されるという現象があらわれた。

一九三五年から三九年の間、平均一年間に六二人が少年拘禁の判決を受けた。その後その数は二〇〇人に増えた。一九五八年以後にこの数は三〇〇人を越えた。そして刑法典の施行直前の年には一年に四五〇人になつた。

### 罰金

これまでにスケッチした發展から一九〇〇年代の前半の立法作業は、社会学派及び実証的刑法学派の強力な影響を受けていたことが明らかである。そのような状況では、刑事政策的関心が矯正保護の構造及び種別を第一に目標とすることは当然であつた。このようにして、個別予防的処遇の観点が満足される。

この發展は、又罰金刑の制裁体系における地位が引き続いて弱められる結果をもたらした。一八六四年の刑法においては、基本的に罰金は、軽罪及び小犯罪に対する制裁として留保されていた。この

見解は次の中心的な刑事立法で確認された。しかしながら、罰金刑は、社会の技術的及び社会経済的發展と歩調を合せて特別刑法の領域で生じた新しい犯罪化において、相当地に拡大された。

罰金刑が重大な犯罪について他の刑罰形態との競争に勝利を得ることが困難であつた事由の一つは、それが一般予防的観点から十分な威嚇と見なされなかつたことであつた。個別予防的観点からも罰金は、処遇の必要性を満足させなかつたという理由で、不十分なものと思はされた。

当初より罰金は、判決を受けたものの経済的条件とは無関係に、同じ基準で量刑された。古い正義の要求は、刑罰は支払い能力に比例して定められるべきであるということであつた。テュレーンは、自らの刑法の提案の中でこの関心を満足させるものとして日数罰金の制度を提案した。日数罰金の数は、犯罪の状態によつて定められ、日数罰金の額は、判決を受けた者の支払い能力によつて、定めらるべきであるとされた。この提案は賛成を勝ち取り、日数罰金は一九三一年に導入された。

罰金の第二の弱点は、非常に広範囲にわたつてそれが労役場留置に換刑されることであつた。司法大臣の資格で、カール・シュリッターは、刑務所が労役場留置によつてあふれているという誤つた状態を指摘した。罰金の執行方法の根本的改革は一九三七年に実施された。換刑処分<sup>(6)</sup>の適用は、換刑処分の条件付猶予を宣言することが可能になつたことによつて、特に強力で制限された。この可能性は非常に広範囲に用いられることになつた。

一九三〇年代の初めに執行された換刑処分の数は一年に一三〇〇〇であつたのに対し、罰金刑の執行の改革の後は、この数は激減した。一九四〇年代の半ばにこの数は一年に三〇〇〇強であり、刑法典の施行の前年には二五七であつた。

### 社会的制裁

刑法典の成立以前の一九〇〇年代の刑法の發展は処遇形式の多様化へ向つて進んだ。この發展は、この時期を特徴づける拡大された社会福祉立法と適切に結合されるべきである。それによつて、社会的な兆候に基づいて犯罪の背後に存在すると見なされる状況を正すこととなるために、保護及び処遇手段をもつて介入する可能性が開かれた。犯罪は、不十分な社会適應の兆候と見なされることが多くなつた。刑罰を宣告することにかえて、処遇活動に責任を持つ社会福祉機関への引き渡しは多くの者にとつて十分な手段と思われた。この手続は人道的な理由によつても動機づけられると見られた。この發展は、かくてある一部のグループ、第一に児童と少年を刑罰体系から切り離すことが出来るようにした。

一九〇二年に我々の最初の児童福祉立法がなされた。これらの法律の一つは、道徳的観点から放任されている児童及び不良児童の訓練を目的とした。この法律の新しい点は、両親の意思に反して児童を個人の家庭又は児童ホーム又は感化院で訓練するために、措置することが出来るということであつた。更に未成年の犯罪者の処遇に關して一つの立法がなされた。一五歳という年齢が無条件の刑事責

任年令となつた。一五歳以上一八歳未満の少年には一般的な刑の減免の規則が適用された。更に、裁判所は、二年以下の懲役の定めのある犯罪を犯した一八歳未満の少年を、刑罰に付するかわりに一般訓練施設（少年院）へ送致することを命じることが出来た。この目的のために、二つの施設、即ちボーナに男子用の、及びヴィーデベックに女子用の施設が設立された。この施設からの少年の退院は、原則として二年間の施設滞在の後にその態度と行動に必要な安定性を生徒が獲得した時に、直ちに行なわれた。

一九〇二年の児童福祉法には、やがて欠陥があることが明らかになつた。その理由は、特にその適用が多数の異なつた役所と団体に分散していることであつた。児童福祉活動が単一の役所に集中すべきであるという要求は、一九二四年の社会的児童保護に関する法律によつて満足された。これによつて一つのコミュニティの機関である児童福祉委員会にまかされた援助措置を効果的に実行しようとした。この使命は里子保護の監督をすること、不良化した児童及び不良化する危険のある児童に対し介入すること及び放任され危険な状態にある児童及び保護を必要とする児童を援助することであるべきであつた。

現行の児童福祉法（一九六〇年法律第九七号）によつて、児童と少年に対する社会の措置の領域は拡大された。矯正保護教育に関する一六歳の年令限界が一八歳に引き上げられた。同時に矯正保護教育の語は公的保護という語に置きかえられた。公的保護のための措置決定は明確にされ、法的安定性の観点からの要求が多数設けられ

た。保護の措置が設けられ、そして調査期間中一時的措置決定の可能性が開かれた。更に個人の家庭での保護が、措置決定の事由と無関係に、施設保護よりも原則的に優先すべきことが新たに設けられた。

この法律では、特に二〇歳未満の者が犯罪行為、不道徳な行状、能力に依りて正直に暮すことを怠つたこと、アルコールもしくは麻薬の耽溺、又はその他これに類する事由に基づいて社会の側からの特別な改善手段を必要とする場合」児童福祉委員会は、措置（援助措置、保護措置又は最終的に公的保護のための措置決定）をとらなければならぬと定められている。一八歳以上二〇歳未満の者に対する、犯罪を理由とする介入の要件は、「その者の行状が特にこの介入の十分な事由となる場合、又は本法により進行中の手続との関係、もしくはその他特別な事由によりかゝる介入が最も適切だと見なされる場合」に限られる。

児童福祉法は、重大犯罪を行なつた児童及び少年が児童福祉の領域での措置を受けるべきであるということに支持を与えた。未成年者の犯罪に対する制裁に関する規定（一九五二年法律七八九号）によつて一八歳未満の少年の施設保護は児童福祉の領域に属すべきで、矯正保護の領域に属すべきではないとの原則が確立した。この法律は、裁判所に条件付判決によつてまわり道をすることを必要とするかわりに、少年を直接公的保護に付する権限を裁判所に与えた。既にそれ以前に、未成年者の起訴の放棄の可能性が与えられることによつて、児童福祉は一八歳未満の少年の重大な犯罪が問題となる場合、

矯正保護に対して優先順位を得ていた。

アルコールの常用者に対する強制的介入の可能性は、一九一三年のアルコール常用者法によつて導入された。公的禁酒保護を導入したと云い得るこの法律は、予防拘禁法の性質をもつていた。これは、アルコール常用者施設への収容命令が、泥酔状態にある者（いわゆる一般兆候）が他人の安全又は自分の生命に対し危険な状態にあり、妻又は児童を窮状もしくは明らかな無保護状態におとし入れ、又は救貧保護又は自己の重荷にした場合（いわゆる特殊兆候）に行なわれ得ることを定めた。予防拘禁が決定される前に原則としてアルコール常用者を禁酒させ、そしてまじめな生活に他の方法で戻す試みがなされなければならなかつた。各コミューンには禁酒保護及びこの法律の適用に責任をもつ禁酒委員会がなければならなかつた。一九一三年のアルコール常用者法は大部分現在でも効力をもつてゐる。この法律を廃止した新しい法律、即ち一九三一年のアルコール常用者法及び現在なお有効な禁酒保護法（一九五四年法律第五七九号）は、強制介入の要件として一般兆候（泥酔状態）又は法律に掲げられた特殊兆候のどれか一つが満たされることをあげている。しかしながら、禁酒保護法は決定的な方法で保護的措置及び保護請求における自発性を強調し、際立たせてゐる。

刑法典の成立までの期間裁判所は現在と同様に、アルコール常用者を行なつた犯罪について刑罰に付するかわりに保護措置に付する裁判をすることが出来なかつた。そのような保護が必要な場合には、裁判所は禁酒保護を受ける遵守事項を伴つた条件付判決を命

ずることが出来た。禁酒保護法は更に検察官に小犯罪に関する起訴を、被疑者が保護施設に収容され、かつこの犯罪が退院以前に犯された場合に中止する可能性を与えた。この規則の理由は、ある場合には公訴が継続中もしくは既に終了した処遇に鑑み、不適當か又は不必要であると思なされるということであつた。この規則は現在も有効である。

### 精神病者

犯罪を行なつた時に気が違つてゐた者は処罰されるべきでないという観念は一八〇〇年代の中頃の立法ではつきりとした表現を得た。一八六四年の刑法では道理にあわない者、又は病氣もしくは老令のため理性の働きを奪われた者の行為は、刑を科せられるべきではないと定められた。この規定は、後に刑法の第五章第五条に場所を占めた。本条による無罪判決者は一般に第五章五条適用者と呼ばれた。

この無罪判決は、行為者が責任能力を持たず、それ故に自分の行為に対して責任を負せられ得ないということを理由としていた。後に精神医学が発達し精神異常についての知識が広まり深まつた時に、この無罪判決の適用領域は更に広められた。これをもたらしただものは、責任能力の概念に与えられた、かなり普及しかつ有用な内容であつた。法律の範囲内で無罪の領域を聖地にし、かつはつきりと限界づける試みが熱心になされた。一九四五年に第五章第五条の規定は、精神病者及び精神遅滞者の他に、その他の精神的異常が非

常に進行しているために精神病と同視されるべき性質のものとなつている者を包含するべきであると改正された。この改正により無罪判決の数は著しく減少した。第五章第五条により刑事責任を免除された者の数は一九四三年から一九五〇年の間に八〇六から三四七に減つた。

裁判所は刑法第五章第五条が適用される場合を認めたらば被告人の刑事責任を免除することを宣言しなければならなかつた。これに反して裁判所は処遇もしくは保護について命令を発すべきではなかつた。この法律は刑事責任がないと宣言された者は刑事司法の領域の外に出るという考え方に基つていた。かくて処遇に関する問題は単に医者の問題にすぎなかつたのである。

### 第三 現行制度の動機

制裁体系内部の改革を提案することが一九三八年に指名された刑法調査会の課題となつた。この調査会の会長はカール・シュリーターで、そのパーソナリティが立法作業を特徴づけることになつた。シュリーターの意図に従えば刑事司法制度は社会を犯罪から守るといふ純粹に実践的な使命をもつていた。この観点から社会が行なう措置は個々の事件における行為者の状況に適合し得るようにかような制裁の体系が必要とされた。

刑法調査会の提案に基づき後に多くの重要な部分改正が実現された。一九四四年の少年法律違反者に対する起訴の放棄に関する法律及び一九四五年の自由刑等の執行に関する法律の制定が特筆され

る。後者の法律によつて独居拘禁刑が原則的に廃止され、開放処遇が通常の執行形式として導入された。その後調査会は刑法の制裁規定にかわるべき新しい制裁体系の形式に取り組んだ。「単一自由刑」(SOU 1933: 17)及び保護法(SOU 1936: 56)は刑法典の制裁体系の基礎をつくつた。

保護法の提案は一般的な原則の宣言で始つてゐる。その宣言によれば社会の刑事政策的な措置は社会とその構成員を、犯罪を防止することによつて、犯罪から守ることを使命とする。それ故この領域での立法にあたり第一に出来る限り効果的な犯罪予防の方法をつくり出すことに努力すべきであつた。刑法調査会はその法律案の中でこの要請を満そうと試みることを考へた。実際のな状況、法的安定性及び人道主義の要求に考慮を払うべきであつた。

保護法の提案の指導的原理は保護及び処遇が広範囲に刑罰に代替すべきであるということであつた。刑法調査会は刑罰という用語を刑罰と保安処分との法体系上の区別が不当なものと考へられるという理由で廃止されるべきであると提案するに到つた。全ての制裁は犯罪に対する社会防衛として同じ目的に奉仕するものであつた。

保護と処遇は二つの目的をもつた。それは保護を要する者を社会復帰せしめ、そして遵法的な生活をする上での良い条件をその者につくり出すことを目的とすべきであつた。それは又保護を要する者が措置され、そしてそれによつて措置決定が継続する限り多かれ少なかれ完全に犯罪を犯すことを妨げられるということによつて犯罪予防機能を持つべきであつた。

刑法調査会によれば刑法の領域での立法には下記の可能性が委ねられた。介入的な性質の措置が必要と考えられない場合には犯罪者に警告(検察官又は裁判所が犯罪が行なわれたことを確認することである)を与えることに留めるべきであった(起訴の放棄又は条件付判決)。この他の場合には主に三つの制裁があるべきである。——即ち罰金、社会内処遇及び施設内処遇。罰金の制裁は判決を受けた者の処遇を全く意味しない。その内容は多かれ少なかれ経済的な損失の形でその者に苛責を加えることであつた。矯正保護はこれとは逆に処遇を意味した。刑法調査会の意図する所では矯正保護は判決を受けた者が社会内で保護された場合に成功する見込みが大きい場合に行なうことが出来た。しかし又調査会によれば少なからぬ数の処遇が、効果的であるためには、施設内で行なわなければならない場合が生ずるとされた。

それ故個別予防の理念は法律案の中に大きい場所を占めた。具体的には自由を剝奪する制裁が保護と処遇を理由として正当化され得ると考えられた。特に不定期の制裁である保護訓練処分(少年拘禁にかわるべきもの)及び保護抑留処分(監置及び抑留にかわるべきもの)の効果が信じられた。他の重要な法律案の基本的思想は社会内処遇が施設内処遇の積極的代替策として示されたことである。この保護形式は特に少年法律違反者に関し施設保護に優先すべきであつた。

保護法の提案は、レミス手続中に刑法調査会が制裁体系の一般予防的使命に関心を払わず、開放的保護及び処遇形式(社会内矯正保護)に極めて大きい余地を与えたと見なす論者から批判にさらされた。

特に、犯罪と刑罰の結合及び刑法の道義的機能の不幸な弱体化をもたらすと考えられた用語の変更には反対が向けられた。

刑法典の法律案を含む提案(一九六二年第一〇号)の中で提案者である国務大臣は、ある範囲での批判をしつつ賛成した。刑法典は、二つの方向の妥協を意味したといえる。一般的刑罰は罰金と拘禁からなつている。この他に一連の制裁が取り上げられた、即ち条件付判決、保護観察、少年拘禁、抑留、特別保護への引き渡し、軍人の懲戒罰及び公務員刑罰である。これらは互いに独立している。

制裁の選択のための基本原理は刑法第一章第七条に表明されている。この規定に従えば裁判所は「一般の法律遵守を維持するために必要な事項に留意しつつ制裁が判決を受けた犯罪者の社会復帰に役立つものであるよう特に配慮しなければならない」のである。

最も重要な決定は自由の剝奪を伴う制裁かそれを伴わない制裁を科すべきかに関するものである。国務大臣は提案の中で社会内保護が出来るだけ広範囲に適用されるべきであるとの見解にくみするものであると述べた。しかし同時に国務大臣は一般予防的観点を守られることの重要性を指摘した。国務大臣の考えではこの観点に照らし、自由を剝奪する制裁の適用を制限しようとする、それ自体では賞賛すべき活動に際し、注意を払うべきであつた。

#### 第四 刑法典の制裁体系

##### 拘禁(刑法二六章)

拘禁は最低一月、最高一〇年(複数の犯罪については二年)の定期

刑又は無期刑で科される。五月以上の拘禁の判決を受けた者は通常刑期の三分の二（ただし最低五月）を経過した時条件付で釈放される。特別な理由が存する場合には刑期の半分を過ぎた時に条件付で釈放されることができ、ただし形式的には全刑期を拘束することもできる。必要的条件付釈放は一九六六年の法改正で削除された。

条件付釈放の決定は地方監督委員会、被收容者が一年以上の拘禁に付されている場合には矯正委員会によつて宣告される。この決定は被釈放者に対する最低一年、最高三年、又は残刑期が三年をこえる場合には最高五年試験期間が定められることを意味する。

試験期間中必要がないと認められる場合を除き、被釈放者は監督下におかれる。被釈放者には秩序正しく能力に従つて自立を試みることに及びその他定められた遵守事項又は指示に従うことが条件として科される。

特別遵守事項は、住所もしくは居所、教育もしくは就職、医療保護、禁酒保護又は病院その他の施設の内外におけるその他の保護もしくは処遇に関して定めることができる。最後に遵守事項は刑事損害賠償責任について定めることができる。

条件付被釈放者が試験期間中に自らに科された条件に従わなかった場合、監督委員会は彼に警告を発することができる。監督委員会は又被釈放者の仮收容の命令を出すことができる（最高一週間又は特別な理由がある場合には一四日間）。更に条件付で与えられた自由を取り消すことを宣言できる。

一九七六年には一一六四三人が拘禁の判決を受けた。一年間の平

均收容人員は二八〇六人であった。平均二三〇八人が監督付の条件付釈放であった。同年監督委員会は三六の事例で警告を発し、一七九例で收容決定をし（このうち二二五件が執行された）、条件付釈放の取り消しは三八件であった。

#### 少年拘禁（刑法二九章）

少年拘禁は行為者が一八歳以上二〇歳未満の場合に刑の尺度に拘禁のある犯罪について、判決され得る。少年拘禁によつて目的とされる教育及び訓練が少年の個人的発達、生活条件に鑑みて適当と思われることがその要件である。或る条件のもとで少年拘禁はそれに近い年令の者にも用いられる。

処遇は最高五年間（そのうち最高三年間は施設内処遇）施設の内外で行なわれる。施設外の処遇への移行は「施設保護が処遇の目的に鑑み必要とされるだけの期間行なわれた後に」行なわれる。原則として少年は施設外の処遇が問題となる迄に最低一年間施設に滞在することが条件である。これ迄に行なわれた実務によれば釈放休暇が一般に一〇ヶ月後に与えられることが慣例になつている。

釈放休暇及び施設外保護への移行に関する決定は少年拘禁委員会によつて発せられる。この委員会は早期にいわゆる移行に適した期日を指定する。これにより少年拘禁はある程度定期的色彩を帯びたものと云い得る。

施設外処遇の間判決を受けた者は監督に服する。条件付釈放の際の監督に関する対応規則がこの場合適用される。それ故監督を実行

するのは地方監督委員会である。少年拘禁委員会は、施設外で処遇されている者が「彼に科せられている事項を守らない」強情さを示した場合に、又はその行動等に基づき施設保護が犯罪の防止のために必要とされる場合施設への再収容を決定できる。少年拘禁の執行が終了する前に新しい犯罪を行なった者については刑法三四章に從う再収容に関する規則が適用される。

一九七六年中に一〇四人が少年拘禁の判決を受けた。平均収容人員は二一〇人である。平均三二三人が施設外保護に移された。監督委員会は五件で警告を發し、一七件で引致を決定した。そのうち一二件が執行された。監督委員会は、七件で施設への再収容に関する提案を少年拘禁委員会に提出した。

#### 抑留（刑法三〇章）

抑留は重大な犯罪を行なった者を目的としている。その要件は最低二年の拘禁に付し得ることである。更に行為者がその犯罪性、精神状態、行動、その他の生活状況からみて長期の不定期の自由剝奪を、重大な犯罪の再発を防ぐために、必要とすると認められることを要する。処遇は施設の外外で行なわれる。裁判所は施設内保護の最低期間（一年以上二年以下）を定める。

施設外の保護への移行についての決定は抑留委員会によつて宣告される。施設外保護に関しては条件付釈放及び少年拘禁における施設外保護に関する対応する規定が適用される。抑留委員会は少年拘禁の際に示されたのと同じ理由により施設への再収容について決定

できる。

一九七六年に三八人が抑留の判決を受けた。同年中の平均収容人員は二六九人であった。平均五三二人について施設外保護への移行がなされた。同じ年に監督委員会は八件に警告を發し、四二件に引致の決定をし、そのうち二七件に引致を執行し、四件で再収容の提案を抑留委員会に提出した。この四件においては判決を受けた者の社会的な障害によつて提案が理由づけられた。

#### 罰金（刑法二五章）

罰金刑は基本的には変化はなく旧刑法から新刑法に引き継がれた。罰金は制裁体系の最もふつうの制裁である。小さい違反行為、又は道交法違反、経済法違反等は直接的に金額で科される罰金刑（最低一〇クローネ、最高五〇〇クローネ、複数の罰金犯罪がある場合には最高一〇〇〇クローネ）が定められている。

いわゆる通常の罰金は計算根拠（刑罰を科される行為の効果に比例して）に從つて定められるが、これは今や刑罰体系から完全に削除された。最も一般的な刑法典中の罰金の形式は日数罰金である。日数罰金の数は最高一二〇日（多数の犯罪の場合は最高一八〇日）でなければならない。そして個々の日数罰金は最低二クローネ、最高五〇〇クローネ（判決を受けた者の経済的状况に基づいて）と計算される。

支払わなかつた罰金は、強制執行が失敗した後、検察官の請求により拘禁に換刑される。換刑処分は日数罰金の数が一定期間の拘禁に應じるように換算表によつて行なわれる。裁判所は、罰金の換刑



処分の条件付猶予を、「罰金を科された者が怠惰、もしくは明らかに過失によつて罰金の支払いを行なわず、又は刑罰の執行が彼の改善のために必要とされる」と考えるべき理由が存しない場合に、命ずることが出来る。一九七六年中四四人が罰金の換刑処分を受けるために刑事施設に収容された。現在、換刑処分を廃止する点についての提案がなされている。

一九七六年中四三七五一一人が罰金刑を受けた。そのうち五五九三六人は判決により罰金刑に処された。

### 条件付判決（刑法第二章）

条件付判決は条件付の制裁の放棄として機能する。条件付判決は犯罪の重さ、もしくはその他の一般予防上の理由により妨げられない場合に拘禁を法定刑とする犯罪に対して宣告される。ここでは被告人が監督もしくはその他の介入措置が加えられなくても犯罪から自ら遠ざかることが前提とされる。この判決を受けた者には二年間の試験期間が適用される。その間その者は善行を示し、能力に従つて自らの生計を維持しなければならぬ。条件付判決は罰金刑と併科することができる。

善行の不保持に際して、裁判所は、検察官の申し立てに基づき警告を発し、刑事損害賠償責任に関する遵守事項を宣告し、又は条件付判決を取り消し、その犯罪に対し他の制裁を定めることができる。この申し立ては本作業部会が見た限りでは実務上全く提起されていない。逆に条件付判決はその判決を受けた者が新たに犯罪を犯

した時に取り消されている。

一九七六年に五二三一人が条件付判決に付されている。二五五一件の条件付判決が罰金刑と併科されていた。

### 保護観察（刑法二八章）

保護観察は社会内処遇(Kriminalvård i frihet)を意味する。この制裁は拘禁を法定刑とする犯罪について、監督が必要と考えられ、それ以上の介入的制裁が必要とされない場合に用いられる。犯罪に対して規定されている最低の刑罰が一年又はそれ以上の拘禁である場合には保護観察はそれが必要とする明白な理由が存在する場合にのみ適用される。

保護観察は三年間の試験期間のもとで継続する。その間に監督は通常二年後に終了する。監督が一年継続した時監督委員会はその継続の必要性について審査しなければならない。条件付釈放に用いられるものに対応する遵守事項も保護観察の際に定めることができる。保護観察に加えて罰金の判決をする条件も存在する。その他にこの制裁は短期の施設処遇(最低一月、最高二月)を含むことができる。

保護観察は、施設処遇の終了、監督、遵守事項及び善行不保持の際の措置についての決定を宣告する監督委員会が所管する。判決を受けた者がその条件に対する重大な違反を行なった場合、監督委員会は検察官に保護観察の取り消し又は施設処遇の命令に関する申し立てを裁判所に提起するよう提案することができる。保護観察が取

り消された場合、裁判所はその犯罪について他の制裁を定めなければならぬ。

一九七六年には六一六二人が保護観察に付された。一四五三件の保護観察が罰金と併科された。平均して一三一五八人が監督に付され保護観察に付された。同じ年に監督委員会は六九件に警告を発し、四三九件で身柄拘束の決定をし、そのうち三一二件が執行された。そして施設処遇に関する申し立ての提案六件が検察官に対してなされた。一四件の善行不保持による保護観察の取り消しの提案がなされた。

### 特別保護への引き渡し(刑法第三章)

上述した制裁の他に刑法は特別保護への引き渡しという制裁(児童保護、禁酒保護、精神医学的保護、及び精神薄弱者のための特別病院での保護)を取り入れている。犯罪者でない対象者のための保護を準備するために用意されている保護形式がこの方法で犯罪への制裁として用いられるようになっていく。

裁判所が特別保護への引き渡しの判決を出来る要件は、その保護の基準が対応する保護法によつて満されていることである。開放的精神医学的保護への引き渡しについては行為者が精神医学的保護又は監督を必要とするのみられることで十分である。刑法第三章第二条には禁酒保護に関する法律による保護への引き渡しは、特別な理由が存在しない限り六月以上の拘禁が定められている犯罪の場合には用いることができないという制限が設けられている。

特別保護への引き渡しの制裁は社会福祉立法の発展を背景にしてみなければならぬ。少年法律違反者に関してはすでに以前から公的保護への引き渡しの要件が存在している。禁酒保護に関する法律による保護の必要については、これに反して、対応する可能性が提供されていない。刑法は犯罪に対する独立の制裁として特別保護への引き渡しを新たに作り上げたのである。しかしかかる制裁は社会福祉立法によつて示される保護を用意する必要性によつてのみ理由づけられる。それ故、犯罪が犯罪そのものによつて理由づけられる反動を受けるといふ考え方は、特別保護への引き渡しという制裁とは相容れない。(しかし罰金は児童福祉法による保護への引き渡しに付加して科することができる。)

刑法は旧刑法第五章第五条による刑の免除を伴う、以前に用いられていた体系を廃止するという新味を含んでいる。そのかわりに、閉鎖的精神医学的保護への引き渡しを、犯罪への特別な制裁として導入している。裁判所は右の保護の必要性があるかどうかを審理しなければならない。重大な犯罪が精神病、精神薄弱又は精神病と同等と考えざるを得ない程重大な性質のその他の精神異常の影響下に犯された場合に、右の必要性が原則として存在すると見なされる。特別な理由が存在する場合には、この制裁が右以外の場合でも適用される。閉鎖的精神医学的保護への引き渡しは、児童保護又は禁酒保護への引き渡しと異なり、その保護が実施されると決定されることを意味する。それ故この引き渡しは、閉鎖的精神医学的保護のための病院で行なわれる。処遇がいかに行なわれるのか、退院のために

どれくらいの日数が必要か等は、法律的保護の権限外の事項である。

一九七六年には六九二人が児童福祉法による保護の判決を受け、二八九人が禁酒保護に関する法律による保護の判決を受け、三七一人が閉鎖的精神医学的保護の判決を受け、八人が精神薄弱者のための特別病院での保護の判決を受け、一四人が開放的精神医学的保護の判決を受けた。

## その他の制裁

刑法の制裁体系には三二章による軍人の懲戒罰も属している。この制裁は本作業部会の検討には含まれないであろう。新たに軍人の責任体系を検討することを課題とする調査会（一九七七年三六号）が指名された。

その他、制裁体系には属さないが、なお刑罰的制裁の性格を有する一連の法律的措置が存在する。第一に財産の没収（刑法第三六章）がこれに属する。広い意味で、又外人の国外追放、運転免許の取り消し、公務上の地位に関する法律による懲戒処分（一九七六年法律第六〇〇号）も犯罪に基づく制裁ととらえることが出来る。職務の執行に伴う職務内容からの離脱及び任用条件における懲戒的措置に関しては、明らかに裁判所が刑の量定の際にこれを考慮に入れなければならないということ（刑法第二〇章第四条及び第三章第九条）が妥当する。運転免許の取り消しが交通事件において裁判所によつて審理されるべきかどうかという問題は現在特別な調査の対象となつてゐる。

更に、特別な状況に基づき犯罪に対していかなる制裁も必要とされないことが明らかであると認められる時に制裁を完全に放棄するという可能性にも触れるべきであろう。（刑法第三章第三条第三項による制裁の免除）この制度はほとんど用いられていない。（一九七六年には九七件）これは、制限的な立法上の動機に帰することができる。

## 第五 刑法制定後の変化

### 一、制裁体系全般について

最近、これまで押し進められて来た犯罪化に対する反動が展開しはじめた。刑事政策的改革努力の重要な要素は可罰的な領域を制限し、重大でない法律の侵犯に対しては刑罰以外の制裁をもつて対処しようとするものとなつた。

このような改革政策は原理的な刑事政策的理由によつて動機づけられている。刑罰的制裁は、ある行為が承認されないということを示すための、及び市民の行動に望ましい方向への影響を与えるための社会の最終的な統制手段であることが望ましい。それは抑制が働くために十分な他の手段が存在する時には小さい規則の侵犯に対しては用いられるべきではない。

犯罪化された領域の制限は広範囲な犯罪の増加にスポットをあててみた実務的理由によつても動機づけられている。司法保護の限定された資源は重大な通常の犯罪に統制が十分効果的に用いられるために集中されなければならない。統制手段の広範な拡散は、制裁体系を弱める。それは、他の領域を放棄する一方で、特に必要とされ

る領域に資源を優先配分することを余儀なくさせる。多くの通常の犯罪に刑を科することはかくて空振りに終るとみることができ。司法保護機関の能力に対する大衆の信頼は、非常に広い範囲に互つて法律違反の告発が何らの措置もなされなままに終るとすれば、弱められる。

犯罪化された領域に狭い限界をひく努力と同時に又、様々な犯罪に対する立法者の評価にも変化が観察される。一部の現代的犯罪(大衆に対する経済的犯罪、麻薬犯罪、環境犯罪等)が、他の伝統的な財産犯罪が相対的にみて以前より低い処罰価値を与えられなければならないといとされる一方で、提示された。個人に対する犯罪及びその他の個人的なプライバシーの侵害は、これに反して高い優先順位を与えられる。

以下において、特に自由剝奪的制裁と自由を剝奪しない制裁との間の選択に関連して、制裁の適用に上記の発展がどのように道をつけたかを説明することになる。

今日、自由刑の適用を減らす傾向が存在する——実際に科された自由刑の数を激しい犯罪の増加と比較してみるならば常に——。拘禁は、今や主として三つのカテゴリーの犯罪に用いられている。短期の自由剝奪が、特に一般予防的な理由により動機づけられるような犯罪(例えば租税犯罪)の場合。更に社会内処遇が、特にそれが以前に失敗しているとの理由により無意味だと認められる犯罪(財産犯における反覆された累犯の場合にまれでない)。最後に、特に高い処罰価値をもつて対処され、それ故に長期の自由剝奪を必要とするのみ

られる犯罪。

更に、不定期の制裁は、今や一般に清算の機が熟していると考えられるということが主張され得る。これに反して、保護観察と条件付判決とは、非常に広い範囲で、古い価値観によれば高い科罰価値を有する犯罪についても用いられている。この発展と同時に罰金のための余地が大きくなつた。

犯罪化の範囲と内容及び刑法の制裁体系の適用における上述した変化と並んで、新たに実施された矯正保護の改革に注目すべきである。この方針は矯正保護調査会の報告(SOU 1972: 64)に基づいて一九七三年の議会に当てた予算案の中に取り上げられている。

この改革作業の基本的原理は矯正保護内の社会内処遇の機構への投資を増すことによつて、社会内処遇が矯正保護の通常制裁形態となるのに役立つということであつた。更に、施設内処遇と施設外処遇との緊密な連携とされる。施設内処遇は、被收容者が国の社会保障を利用し、かつ施設に收容されている間親族や保護司等と接触を保つことができるようにその家の住所の近くで執行されるべきである。

近接原理は、閉鎖的及び開放的施設設立をもたらしした。これらは、第一にいわゆる通常の対象者、即ち最高一年の拘禁又は保護観察に伴う施設処遇を科されている被收容者を目的としている。出来る限り広い範囲で被收容者は社会の他の市民と同様の職業教育、学業、医療保護、労働市場、団体生活、文化活動等を活用することができなければならないということが前提とされる。これらは

被收容者が施設に在る間は第一に休暇、自由外出、又はその他の一時的な施設外滞在を許されることによつて可能になる。

一年以上の拘禁、抑留、又は少年拘禁に付されている者は、第一に原則として閉鎖施設である中央施設に收容されなければならぬ。この場合は近接原理を弱めることができる。閉鎖的中央施設に適用される規則は、状況に応じてきびしいものである。釈放又は施設外保護への移行のための、目的に沿つた準備のために必要な時には、被收容者を地方施設に移送することができる。一九七三年の矯正保護改革の要石である施設内処遇と施設外処遇の統合は、多くの場合自由剝奪の執行に相当な軽減をもたらした。施設内での刑の執行は前よりも広い範囲で施設外の保護へと転換される。この改革の方向の背景には、自由の剝奪によつて人間を社会復帰させることに對する一般的な不信が存在している。この不信感<sup>(11)</sup>は現実の犯罪学的処遇研究に支えられている。

この関連で、矯正保護改革によつてわずかしが影響を受けない一群の被收容者が存在するということを指摘しなければならぬ。それは、特に危険とみなされる犯罪（組織犯罪、重大な粗暴犯、重大な麻薬犯等）で長期の自由刑に付されたものである。これらの場合には自由剝奪を他の被收容者と同一範囲で社会内の保護及び処遇資源で代替するということは受け入れられなかつた。これらの少数の被收容者<sup>(12)</sup>に適用されるきびしい規則は、まず保安の観点から理由づけられる。

## 二、刑法の適用領域を減少させるための措置

刑事政策の議論の中に示されている非犯罪化の対象は、今日迄わ

ずかの範囲でしか法律化されていない。これは、非犯罪化によつて可罰的行為が完全に制裁を科されないようになることを意味する場合に常に妥当する。部分的改革は、実行され、或いは計画されている。あるものは、司法保護の作業負担の減少を生み出すことが問題になる時に、まさに大きな意味をもつた。

特に、全体的な罰金刑犯罪を強く制限することを意味する、<sup>(12)</sup> 罰金刑の非犯罪化が注目される。一九七六年には刑法犯で七七七九三人が罰金刑に処された。このうち五七一八〇人は酩酊罪であつた。その他の二つの領域で特に非犯罪化を注目することができる。第一は言論の自由及び出版の自由と対立し得ると考えられる行動（例えば倫理と性風俗の擾乱、軽い反抗、象徴の侮辱、信仰の平安に対する犯罪）を包含する。第二の領域は道徳に反すると考えられる行動（例えば違法結婚及び異母兄妹間のワイセツ行為<sup>(13)</sup>）を包含する。

以前の性犯罪調査はその報告書の中で風俗犯罪の領域における可罰性を更に制限すること、及び個々の犯罪に対する刑罰規定の段階化を提案した。特に、刑罰価値が小さいと判断される犯罪に對して罰金が科刑尺度の中に導入され、またある種の犯罪については、高い科刑尺度が低められた。

この報告書のレミス手続において、レミス機関の多数は、この改革方針に賛成した。一方、主たる批判は二つの提案に對して向けられることになつた。一つは強姦（性的強制）に関する刑罰規定の構成であり、他の一つは媒合の規定である。性犯罪に對する新たな検討への指示（一九七七年第七号）の中では性犯罪調査会の報告書及び

提出されたレミス意見が新しい委員会の作業の基礎にあるべきであると述べられた。一九七七年の性犯罪委員会は今や近親相姦を非犯罪化するとの提案を伴った部分報告書を提出した(Ds Ju 1977: 7)。

非犯罪化の限定された一形態はいわゆる非刑罰化を構成する。これは、刑罰を、刑を科せられない行為といえども許されるものではないということを明確にするための他の制裁形式で代替することを意味する(例えば行政的な方法で徴収される反則金。可罰的な公務上の責任(大部分は、それに対応する公務所内の懲戒手続で代替されている)の制限は、かゝる非刑罰化の他の例を構成する。<sup>14)</sup>

非刑罰化の利益は最近一〇年の間に大きなものとなつた。これまでの方法での改革は租税犯罪の領域において実現されてきた。軽い租税詐欺罪(いわゆる脱税)については特別な理由によつて必要な場合にのみ公訴を提起できる。しかし地方税務当局はいわゆる重加算税(納税義務者が納付を免れようとした税金の五〇パーセントに達する迄)を徴収することができる。その行為が法律に特に規定されている所に従い、理由があると判断される場合には重加算税の徴収をとりやめなければならない。司法オンブズマンは、このシステムの税務当局による適用を批判した。オンブズマンの意見では、税務当局はあまりにも拘子定規で、かつ形式的に手続を進めていたとされる。税務当局は脱税のケースが理由あるものと判断できる有利な理由に十分な考慮を払つていなかった。<sup>16)</sup>重加算税調査会は、新たに統一的な正しい法の適用に到達するためのシステムの検討を内容とする報告書を提出した。他の調査(密輸調査会)<sup>17)</sup>はその報告書の中で、軽い密

輸の或る形態に対する罰金刑を重加算税と同じ方式に従つた行政的反則金で代替することを提案している。

司法保護当局のかんりの負担軽減をもたらすと期待される非刑罰化の改革は、コミュニティの違法駐車反則金をもつて駐車違反罰金刑に代替することに妥当する。<sup>19)</sup>一九七六年に駐車違反罰金を七四五九四八人が科されている。その多くは個別的な駐車違反支払い命令によるがその大部分が警察、検察官又は裁判所によつて処理された後にはじめて支払つている。今後は司法保護当局は、違反者が支払い責任を争わない限り、かかる事件の取扱ひから開放されることになるだろう。

新たに、建築基準法の違反に対する刑罰規定が廃止され、反則金システムで代替されることを内容とする法律が採択された。<sup>20)</sup>許可なしに建築許可を要する措置をとつたものは、コミュニティの建築許可税によつて支払われるべき手続料の五倍を、またその措置に対する建築許可が宣告されている場合には最低五〇〇クローネに相当する反則金(建築反則金)を支払う義務を科される。特に抑制する必要があると認められる違法建築の形態(例えば新しい建築物の建設、建築物の増築、改築又は取り壊し)は建築反則金のほかに追徴金を納入しなければならない。これは違法建築のなされた面積に従つて計算される(平方メートル当り五〇〇クローネ)。更に特別な反則金(最低二〇〇最高五〇〇クローネ)が違法建築を構成しない違反に対して科される。建築反則金及び特別反則金は、コミュニティの建築委員会によつて科されなければならない。これに反し、追徴金は検察官の申立て

により裁判所によつて審査されなければならない。

非刑罰化を熱心に推進した者の中でも特に一九六八年の刑事訴訟事件調査会が注目される。報告書「万引き」(SOU 1971: 10)の中でこの改革作業の原理的な観点を提示した後、この調査会はこれに引き続く報告書「寄食者犯罪及び健康保険の乱用」(SOU 1973: 13)の中で具体的な措置の提案をしている。特に行政的な反則金(統制反則金)が公共の交通機関の不正利用に対する刑罰のかわりに、又軽い健康保険詐欺に対する刑罰のかわりに特別な反則金の導入が、それぞれ推奨されている。

刑事訴訟事件調査会の提案は、特に軽い万引き(不送致処分の拡大適用)及びいわゆる寄食者犯罪(特別な訴追規則)に対して刑法上の介入措置を制限する立法を導いた。更に運賃の支払い回避の非刑罰化の要請を満足する法律が制定された<sup>(21)</sup>。その他、交通安全対策のための作業部会が、自動車に交通保険をかけるのを怠つたことに対する罰金を特別な反則金で代替すべきであるという提案を伴つた、報告書を提出したことに触れておくべきであろう。これは、国の交通安全事業及び自動車登録委員会によつて管理されるように提案されている。この提案は担当者の検討の対象になつており、近いうちにラッグロードのレミスにかけられるであろう。

非刑罰化によつて司法保護当局の事務量を軽減するための努力と同時に、近年、軽い犯罪の処理手続きのための単純で労力をあまり必要としない形式を見出す方針がとられている。罰金の賦課は今やほとんどすべての場合に裁判所の協力なしに行なわれている。一九

七六年に四三七五一一人が罰金を支払つており、そのうち一九〇一〇八人(四三・四パーセント)は、警察からの秩序罰の審査により処理され、一九一四六七人(四三・八パーセント)は検察官の科した料の審査により、そして五五九三六人(一二・八パーセント)が判決により処理されている。

これは更に発展している。新たに行なわれた裁判所手続法四八章の改正によつて科料の適用領域は日数罰金又は最高六月以下の拘禁に当るすべての犯罪に妥当する所まで拡大された<sup>(23)</sup>。

刑罰の適用を制限する刑事政策的努力は又起訴の制限の領域を拡大することになつた。

前にも触れたように刑法調査会は起訴放棄を制裁体系の重要な道具の一つとみなしていた。起訴の放棄は介入的措置を必要としない場合に用いられるべきであるとされた。人々はこの制度に存する警告で満足することができた。

起訴の放棄は現在特に少年法律違反者に適用されるようになってきている。ここでは児童福祉委員会が刑罰のかわりに十分な措置をとつたことを考慮している。法律の規定は少年法律違反者に関する特別規定(一九六四年一六七号)に存する。

しかしながらその他の犯罪、例えば軽い罰金刑の犯罪、又は法律違反者が他の重大な犯罪で判決を受ける前に行なわれた犯罪(又は他の犯罪で刑罰の執行を完全に受け終つた犯罪)もまた起訴放棄を結果する(裁判所手続法二〇章七条参照)。社会的保護法の中の特別な規定により検察官は又被疑者がアルコール乱用者のための施設処遇を受

け、又は少年福祉学校に登録されている時にある事件での起訴を放棄することができる(禁酒保護法五七条、児童福祉法六九条)。

起訴を断念できる検察官の可能性を拡大する問題は公訴権委員会によつて審査された。この調査の報告書に先立つていくつかの部分の規則的部分的な緩和がなされた(小犯罪)。

公訴権委員会の提案は、重要な一般の利益又は個人的利益によつて必要とされない時に検察官が起訴を断念する幅の広い可能性を持

つという内容である。この拡大はまず第一に罰金犯罪及び一部の余罪及び再犯の場合に適用される。更に起訴の放棄は、犯罪が検察官の判断により、裁判所の審理の際に条件付判決になるような犯罪の場合に与えることができなければならない。いわゆる社会復帰可能ケースも相当の範囲にわたつて起訴の放棄へ導くことができなければならない。ここでは処遇、保護、又は援助措置がとられているということが前提とされる。特に少年法律違反者の場合にはこの制度は最大限に適用されるのを目的としている。

起訴放棄の裁定を受けた者 (1965年, 1970年, 1976年)

検察官の裁定の根拠規定	1965年	1970年	1976年
1964年法 <sup>(1)</sup>	4931	7751	6892
児童福祉法69条 <sup>(2)</sup>	1827	2316	1829
裁判所手続法20章7条1号(小犯罪)	8254	4616	12662
裁判所手続法20章7条2号(少年拘禁中)	691	589	498
裁判所手続法20章7条2号(その他)	—	4478	9105
裁判所手続法20章7条3号	3	10	20
裁判所手続法20章7条4号(精神異常)	628	847	800
禁酒保護法57条	9654	5524	4680
計	25988	26131	36486

訳註(1) 少年法律違反者に対する特別規定。

(2) 少年福祉学校收容者に関する規定。

※ 裁判所手続法20章7条では、

- 1号：小犯罪で罰金刑以上の刑の定めない犯罪の場合
- 2号：余罪にあたる犯罪で、それが訴追するだけの重要性のない場合
- 3号：犯罪者の再犯の防止に刑法上の制裁が不要とみられる場合
- 4号：精神疾患による犯罪で、他の医療措置を受けている場合に各々起訴を放棄できる。

公訴権委員会は、いわゆる特別な犯罪での公訴規則の必要性とその適用を審査しなかつた。多くのかかる公訴規則は近年分割払い商品(刑法一〇章一〇条)の不当な処分に対して、以前適用されていたのと同じ形式に従つて導入された。債務に関連した犯罪に関する法律の改正と共に、債権者の不注意な無視の罪に対する公訴は公けの観点から必要とされる場合にのみ提起することができるということが規定された<sup>(25)</sup>。同様なことは、以前と同様現在でも刑法第九章第二条第二項によるいわゆる無銭飲食の



罪にも妥当する。

相対的な公訴提起義務へ向けての發展は、警察が軽い犯罪を報告・送致することをひかえる可能性を増すことへと導いた。報告の放棄は本来理由のある小交通違反及び秩序違反を目的としたものであつた。警察規則（一九七二年法律第五一五号）第一二条の現行の文言によれば、警察官は、罰金以上の重い刑罰の定めのない犯罪を個別の場合の状況に鑑みて、その犯罪が重要でない場合に報告することを控えることができる。そのかわりに、警察官は、そのような場合に違反者に事件を指摘し、想起させるにとどめることができる。この適用領域は上述したように、軽い万引にも適用される所迄拡大されている。

起訴の放棄と報告の放棄とは刑罰体系の適用のための重要な道具となつた。実務上これらの制度に存する警告が罰金及びその他の刑法上の制裁と並んで新しい制裁形式として機能することになつた。犯罪防止委員会は、公訴権委員会の前記の提案に対するレミス意見の中で、公訴の制限の範囲を拡大することはそれらの措置が理由がある時には非犯罪化及び非刑罰化から人々が離れることをもたらすものであつてはならないということを述べている。犯罪防止委員会によれば、可罰的な領域の必然的な制限ができることは、第一に刑法の改正措置によるべきものである。

### 三、犯罪化の新たな領域——刑罰価値の変化

さまざまな可罰的な行為への我々の評価は社会の發展と共に變動

スニーデンの現行制裁体系の成立とその評価

している。さまざまな犯罪の処罰価値は、刑罰規定が犯罪と結合することによつて示される。この場合自由刑以外の他の制裁を科することは原理的には不可能である。多くの犯罪について裁判所は、自由を剝奪する制裁と剝奪しない制裁のいずれかを選択する可能性を与えられている。軽い犯罪及び法律違反の行為の相当な部分は罰金だけを刑罰尺度にしている。

刑法の犯罪の目録は、広い範囲で一九三〇年代及び一九四〇年代に妥当した価値を代表しているといふことができる。財産犯罪が、風俗犯罪及び国家の安全に対する犯罪の一部と同様に比較的高い刑罰規定を付されていたことが目につく。生命及び健康に対する重大な犯罪も又伝統的に非常に重い刑罰による保護を与えられていた。これに反してその他の個人の人格を侵害する行為は少くとも財産犯との比較において、比較的軽く評価されていた。

最近一〇年間にさまざまな犯罪及び犯罪のカテゴリの評價は、特に犯罪の増大の結果として部分的に変化した。かくて個人に対する犯罪及び一部のその他の人格を侵害する行為に高い優先順位が与えられた。今や刑法の中の多くの刑罰規定の背後にこれを跡づけることができる。新しい犯罪の中には違法な傍受（四章九条の一）、航空機の乗つ取り及び航空機の運行阻止（一三章五条の一）、人種集団に対する挑発（一六章八条）、違法な差別（一六章九条）及び重大な賭博（一六章一四条の一）をあげることができる。広範な新しい犯罪化は又刑法の外でも生じた。これにより非常に高い刑罰価値を有する行為に刑を定めた。一九六八年に制定された麻薬刑法によれば、今日

麻薬犯罪に対する刑罰は一〇年の拘禁、即ち殺人と同じ所まで引き上げられている。これと同様なきびしい刑法の文言が麻薬の重大な密輸にも適用される<sup>(26)</sup>。極端な例として違法な武器の所持に関する規定の厳格化をあげることが出来る。ここでは刑罰の文言は最高二年の拘禁と規定されている。犯罪が軽いと判断されるか又は過失によって犯された場合にのみ罰金を科すことができる<sup>(27)</sup>。それ以外の場合は制裁は拘禁でなければならぬ。

租税犯罪法(一九七一年法律第六九号)により、国家に対する経済的犯罪という観点に立つた刑のきびしい強化が目される。租税詐欺罪に対する刑罰の文言は通常の詐欺罪(六月以下の拘禁)と同じ高さに引き上げられた。租税犯罪法の提案(一九七一年第一〇号)の中に故意による租税犯罪及び納税犯罪における相対的にきびしい量刑を予想することを意味する意見が存在する<sup>(28)</sup>。

最後に、環境保護の領域における立法をあげるべきであろう。ここでは刑罰規定は、広範囲にわたり損害を与える罪及び公共安全罪に関する刑法の刑罰規定の補充となつている。即ち、これらの刑罰規定が適用されない場合にはじめて適用されることになるのである。

特別刑法の領域における新たな犯罪化が自由を剝奪する制裁の適用領域を増大したことに気づくのは興味あることである。これは、例えば重大な麻薬犯罪及び重大な密輸に妥当する。古くから一部の交通犯罪、特に酒酔い運転も通常拘禁を必要とする<sup>(29)</sup>とみられている。こうして「現代的」犯罪(これには原則として一般予防的理由により拘禁

が用いられる)のカタゴリーが形成された。同時に伝統的な犯罪のカタゴリーの観念も変化を蒙つた。前述したように財産犯罪は常に比較的高い刑罰価値を与えられていた。刑法は、この点では何らの例外も設けなかつた。今やこれらの犯罪は近年比較的低い刑罰価値を得ていると一般に主張することができる。

本作業部会は報告書「財産犯罪」一九七五年第三号において、これらの犯罪の違つた段階づけを意味するところの再構成を進言した。刑罰価値の観点から財産犯罪は他の犯罪にうまく適合されるべきであるとされた。自由刑の犠牲の上に罰金刑を科する余地を増大させるべきだとされた。この報告書は、その後財産犯罪に関する立法の再構成のための調査会(一九七六年第四号)への指示の基礎となつた。

#### 第六 制裁体系の実務上の適用

表一—一において一九六五年、一九七〇年、一九七三年、一九七六年における有罪判決を受けた者の数及び略式命令と秩序罰の数の制裁体系の適用が説明されている<sup>(30)</sup>。全体としてこの数の展開は、刑罰を受けた者の数の相対的な増加を示している。これらの数はさまざまな制裁体系の適用に関する多くの興味深い観察の根拠を提供している。

まず自由を剝奪する制裁(拘禁、少年拘禁、抑留、及び閉鎖的精神医学的保護)の判決を受けた者の数が一九六五年の一〇六六七人から一九七〇年には一二二二一人に、又一九七三年には一二五五三人に増加

表 1 : 1

秩序罰もしくは略式命令を認諾しまたは主たる制裁により判決を受けた者  
(1965年, 1970年, 1973年, 1976年)

制 裁	年	1965(A)	1970	1973	1976(B)	(B)-(A)
1 自由を剝奪する制裁						
拘 禁		9788	11465	11866	11643	+ 1855
少 年 拘 禁		385	245	196	104	- 281
抑 留		157	87	55	38	- 119
閉鎖的精神医学的保護など		337	414	436	379	+ 42
小 計		10667	12211	12553	12164	+ 1497
2 自由を剝奪しない制裁						
条 件 付 判 決		2130	4525	5260	5231	+ 3101
保 護 観 察		5649	6365	6541	6162	+ 513
児 童 福 祉 法 の 保 護		732	1089	918	692	- 40
禁 酒 保 護 法 の 保 護		111	393	351	289	+ 178
開 放 的 精 神 医 学 的 保 護		92	38	30	14	- 78
小 計		8714	12410	13100	12388	+ 3674
3 刑 法 34 章 1 条 適 用		1086	3179	4043	4173	+ 3087
4 判 決 ・ 略 式 命 令 ・ 秩 序 罰 による 罰 金		315314	363142	442377	437511	+ 122197
5 そ の 他		1043	694	394	282	- 761
合 計		336824	391636	472467	466518	+ 129694

(刑事統計1976年 表3:4:4)

表1: 2

拘禁に付された者(単独又は他の制裁と併科)―主たる犯罪および拘禁の期間別, 1976年

犯罪類型	刑期(月)					合計
	4月以下	12月以下	48月以下	48月をこえる		
傷害(重傷害を含む)	714	178	65	4	961	
健康・生命に対するその他の罪	24	11	7	14	56	
不法な脅迫	59	5	—	—	64	
自由・平穩に対するその他の罪	11	10	5	—	26	
道徳に対する罪	14	36	51	—	101	
窃盜	695	310	11	—	1016	
重窃盜	105	575	68	—	748	
強盜(重強盜を含む)	7	88	106	7	208	
その他の盜犯	353	133	5	—	491	
詐欺その他の不正行為	353	446	61	—	860	
その他の財産犯	32	34	6	—	72	
公共に対する罪	75	39	14	—	128	
公務員に対する暴力行為・不正行為	309	64	5	—	378	
不服従の罪	788	—	—	—	788	
脱走の罪	247	2	—	—	249	
国家に対するその他の罪	57	4	2	—	63	
酒酔運転又は酒気帯運転	3905	19	1	—	3925	
その他の交通犯罪	539	14	1	—	554	
麻薬犯罪(重大犯を含む)	80	146	159	30	415	
密輸	85	45	32	3	165	
租税犯罪	49	21	7	—	77	
その他の特別法犯	472	27	2	—	501	
合計	8973	2207	608	58	11846	

(刑事統計1976年 表9: 1)

スエーデンの現行制裁体系の成立とその評価

八四 (二四四〇)

したが、その後は一九七六年に二一六四人に減少し、たと述べることができる。矯正保護施設の平均収容人員は最近の五年間に著しく減少した。一九七〇年には拘禁、少年拘禁又は抑留の判決を受けた者

5月以下の拘禁の判決を受けた者の数

主たる犯罪	人数	%
酒酔い・酒気帯運転	3905	43.5
粗暴犯罪(3章・17章1条)	1047	11.7
盗犯(刑法8章)	1160	12.9
不服従・脱走の罪	1035	11.5
酒酔運転を除く交通犯罪	539	6.0
詐欺等(刑法9章)	250	2.8
その他	1037	11.6
計	8973	100.0

12月をこえる拘禁の判決を受けた者の数

主たる犯罪	人数	%
麻薬犯罪	189	28.4
強盗	113	17.0
重窃盗	68	10.2
粗暴犯(刑法3章 17章1条)	95	14.3
詐欺等(刑法9章)	61	9.1
道徳に対する罪等(刑法 6.7章)	51	7.7
密輸	35	5.3
租税犯罪	7	1.0
その他	47	7.0
計	666	100.0

5月をこえ12月以下の拘禁の判決を受けた者の数

主たる犯罪	人数	%
盗犯(刑法8章)	1106	50.1
詐欺等(刑法9章)	446	20.2
粗暴犯(刑法3章17章1条)	253	11.5
麻薬犯罪	146	6.6
その他	256	11.6
計	2207	100.0

の数は平均して四三三一人である。その後この数は一九七一年に四〇九三人、一九七二年に四一四八人、一九七三年に四〇九七人、一九七四年に三四九九人、一九七五年に三三三三人、そして一九七六年には三二八五人であつた。

以前には抑留及び少年拘禁の判決を受けた者が今は大部分そのかわりに、多くの場合比較的長期の自由刑である拘禁を受けていると推定することができる。表一―二は一九七六年に拘禁の判決を受けた者の数を、主たる犯罪と刑期の長さによつて分類して示している。有罪判決を受けた者の多く(七六パーセント)は最高五月の刑を受けているという観察がなされる。一方長期の刑を受けている者は

比較的限られたカテゴリーを構成している(一年以上が五・六パーセント、五年以上が〇・五パーセント)。

短期の自由刑は、大部分自由の剝奪がもつぱら一般予防的理由によつて動機づけられているようなタイプの犯罪にねらいをつけているということも明らかである。その分布は上段の表から明らかである。

同様を方法で一年以上の拘禁の判決を受けた者に関し、ある種の犯罪形式への集中を見出すことが可能である。麻薬犯罪、強盗及び粗暴犯罪が中段の表から明らかなように少くとも五九・七パーセントある。

表 1 : 3

拘禁・少年拘禁・抑留・保護観察・条件付判決の判決を受けた者及び罰金の判決を受けた又は裁定を受けた者の：主たる犯罪と主たる制裁（1976年）

犯 罪 類 型	拘 禁	少年 拘禁	抑留	保 護 観 察	条件付 判 決	罰 金
傷害（重傷害を含む）	941	3	5	408	391	1933
健康・生命に対するその他の罪	56	—	4	10	133	201
不法な脅迫	64	—	—	67	32	229
自由・平穩に対するその他の罪	26	—	1	17	7	815
侮辱行為	—	—	—	—	—	23
道徳に対する罪・家族に対する罪	101	—	3	50	35	119
窃 盗	966	15	3	1729	1804	125
重窃盗	730	29	8	640	201	6
強 盗（重強盗を含む）	206	20	6	47	5	2
その他の盗犯	442	20	—	527	282	8022
詐欺・その他の不正行為	819	7	4	1341	1170	1784
その他の財産犯	72	1	1	114	336	2914
公共に対する罪	125	—	—	130	195	332
公務員に対する暴力行為不正行為	370	3	—	116	71	405
不服従の罪	788	—	—	1	16	146
脱走の罪	249	—	—	21	27	316
国家に対するその他の罪	62	—	—	18	18	60421
酒酔運転	3883	—	—	568	217	686
酒気帯運転	39	—	—	4	2	5743
その他の交通犯罪	550	—	—	57	12	23712
麻薬犯罪（重大犯を含む）	413	5	3	220	62	416
密輸又は租税犯罪	241	—	—	49	141	19809
その他の特別法犯	500	1	—	28	74	152213
計	11643	104	38	6162	5231	280372

（刑事統計1976年 表 9 : 1）

五月以上一年以下の拘禁に付された者については財産犯罪が主流を占める。これは前頁下段の表から明らかである。

一般に拘禁は主として次のカテゴリーの犯罪に用いられていると考えられる。

(1) 主として一般予防的理  
由により短期の拘禁の刑  
に当る犯罪。

(2) 自由刑以外の制裁は排  
除されるような非常に重  
大な犯罪。

(3) 再犯を構成し、他の自  
由を剝奪しない制裁が以  
前に試みられた後に自由  
刑に当ると考えられる犯  
罪。ここには主として財  
産犯が属する。

しかし、表一三からは、  
自由を剝奪しない他の制裁  
が、一般予防的利害が通常自

犯罪類型	1976年に判決を受けた者	拘 禁	保 護 観 察	条件付判決
単純窃盗 (8章1条)	966	1729	1804	
重窃盗 (8章4条)	730	640	201	
単純詐欺 (9章1条)	130	528	643	
重詐欺 (9章3条)	329	407	195	
単純横領 (10章1条)	17	54	119	
重横領 (10章3条)	18	17	30	
債務に関する罪 (11章)	5	6	141	
損害を加える罪 (12章1条)	2	8	2	
重大な損害を加える罪 (12章3条)	23	16	—	

由刑を要求すると思われる場合にも数多く用いられていることを示している。一三八二人が軽いとは考えられない粗暴犯罪 (刑法第三章及び一七章一条に対する罪) で自由刑の判決を受けている。一一二九人が同様の犯罪で保護観察又は条件付判決

表 1 : 4

1966年に判決又は起訴放棄を受けた重大事犯の再犯 (男・女)

制 裁	初めて判決を受け、起訴を放棄された者 <sup>(1)</sup>	左のうち再犯者の数 (%)		以前に判決を受け、起訴を放棄されたことのある者	左のうち再犯者の数 (%)	
		3年後	5年後		3年後	5年後
拘禁 (1—4月)	2520	13	17	3259	45	52
拘禁 (5月以上)	211	29	34	2240	69	76
少年拘禁	24	58	63	279	82	86
保護観察	2956	31	37	3226	47	53
条件付判決	2087	8	11	332	15	19
児童福祉法の保護	452	44	52	222	65	72
起訴の放棄	2930	39	45	1015	78	83
計 <sup>(2)</sup>	11320	25	30	11517	55	61

(統計報告 (司法) 1972 : 28及び1974 : 25, 表 8)

- (1) ここには(a)少年時代に児童福祉法の保護又は起訴放棄を受けた者で20才以上の者, (b)10年以上前に判決を受けている者を含む。  
 (2) 制裁を特定できない者も若干含んでいる。

表 1 : 5

拘禁, 保護観察又は条件付判決を受けた者 (年齢別, 1976年)

判決の時の年齢	15—20	21—24	25—49	50—	合 計
拘禁	1075	2721	7132	715	11643
保護観察	1731	1401	2782	248	6162
条件付判決	1270	1005	2409	547	5231
合 計	4076	5127	12323	1510	23036

に付されている。同じ傾向は麻薬犯罪(自由刑四二二、保護観察又は条件付判決二八二)、及び酒酔い運転(自由刑三八三、保護観察又は条件付判決七八五)の場合に認められる。不服従の罪及び脱走(軍務忌避)については事情は異なっている。ここでは原則として拘禁以外の制裁は排除されている。

裁判所が抑留及び少年拘禁の判決をすることは非常に少ないのが目立つ。この変化は最近不定期刑に向けられている批判と明らかに結びついている。少年拘禁調査会(Forfar)は近いうちに少年拘禁という制裁を廃止すべきであるとの提案をすることが予期されている。司法省内部において抑留の再構成が個々の事件においてその適用領域を減ずることを目的として準備されている。

保護観察は重大であると認められる財産犯罪に対して相当広い範囲にわたり用いられている。これに反し条件付判決は債務に関連する犯罪と同様に刑法八章一条、九章一条、及び十章一条の罪に関して支配的である。これらの制裁の分布は前頁上段の表に示される。

上述の財産犯罪に対して拘禁の判決を受けた者の数は、二二二〇人になる。即ち、拘禁の判決を受けた者の全体の一九パーセントである。これに対応する数は保護観察は三四〇五人、即ち保護観察を受けた者の全体の五五パーセントである。条件付判決については三一三五人、即ち条件付判決を受けた者の全体の六〇パーセントである。

更に保護観察及び条件付判決は、双方を合せて、刑法犯に対する制裁の場合に拘禁よりも高い数に達している(拘禁に付された者六〇一七人、保護観察に五三三六人、条件付判決に四七三三人)という観察が

なされている。これに反し、特別刑法ではこれらの制裁には比較的小さい領域が与えられている(拘禁に付されたもの五六二六人、保護観察に九二六人、条件付判決に五〇八人)。

特に、重大な財産犯罪に関する保護観察の優位は、これらの犯罪に対する、より介入的な制裁の必要性を指示する価値評価の変化の表現とみることができるといえる。しかし保護観察は、それ自身重大な介入を意味するということを想起すべきである。時によりこれらの制裁は罰金刑又は短期の施設内処遇と結合されることにより強化されている。このような保護観察の強化は、財産犯罪の再犯の場合にまれでない。再犯の数は一四四表に示す通り高い。

一九七六年には一四三三人に対して罰金が保護観察に併科された。即ち、保護観察を受けた者の二四パーセントである。これに反し、保護観察に伴う施設内処遇は、この制度の創設の際に予定されたほど高度には適用されていない。観察施設の個別予防的機能は刑法典の制定作業の中では際立っていた。しかし司法大臣<sup>(30)</sup>は、一般予防上の理由により制裁の強化が要求される時にも施設処遇の命令が宣告され得ると述べていた。又、処遇は、第一に個別予防的に用いよう理由づけられていた。その目的は心理―教育的専門家の活用によつて犯罪者の活動性を破壊し、社会内における長期の保護を準備することであった。この活動のために特に設備を施された施設も利用に供されていた。刑法典の制定後の発展は保護観察に伴う施設内処遇の判決を受けた者の数の減少を示している。一九七五年と一九七六年の数はしかし顕著な増大を示している(一九七二年 三八二



人、一九七三年 三三〇人、一九七四年 二九一人、一九七五年 四〇四人、一九七六年 三九三人。現在処遇は地方施設内で行なわれている（七六頁参照）。

保護観察は、重大な財産犯罪（特に重窃盗）を犯した少年法律違反者に対する通常の制裁となつた。そして兒童福祉委員会への引渡の問題は生じ得ないとみられている。年齢が高くなるに従い、拘禁が相対的に保護観察と比較されるようになってい（表一―五参照）。

刑法改革の主要な方向の一つは、制裁体系の重点を社会内処遇におくべきであるということである。これに対し、条件付判決の適用に関しては或る留保が表明されている。司法大臣の見解によれば条件付判決は条件付制裁猶予とみなすべきであり、これの適用は相対的に限定されるべきだといふのである。この背景に立つてみると、条件付判決が現在非常に広範囲に用いられ、事実上多数の犯罪類型に対して支配的な制裁になつている点を指摘することは興味あることである。

かくて、表一―三より窃盗及び詐欺の通常の事案の場合と、重大とは判断されない他の財産犯罪の場合とに等しく条件付判決の頻度が高いことが示される。債務に関連した罪では七五パーセントに、文書偽造では三八パーセントがこの制裁になつている。しかし条件付判決が一般予防上の理由で罰金と併科されることも比較的頻繁に行なわれている。このような制裁の併科は条件付判決の全数の四八パーセントで行なわれている。

制裁体系の実務上の適用に関しては、罰金刑の適用領域が非常に

拡大されたことが特に注目し得る。刑法犯（酷罰罪を除く）で、一九七六年に全数で四〇一八四人が有罪判決を受けている。そのうち、二〇六一三人（五一パーセント）が罰金に処されている。特別法犯では同年に二一〇三九〇人が判決を受けているが、そのうち二〇二五七九人（九六パーセント）が罰金に処されている。

罰金又は拘禁の定めのある多くの犯罪は、現実には純粹な罰金犯罪と捕えられるようになってきている。この發展は、又小犯罪（例へば軽い傷害）の限界を広げる方向に向つており、これにより罰金の領域を提供している。

小犯罪の限界をこえた犯罪の場合には、制裁は罰金付の条件付判決に定められる。前にも述べているようにこれは稀ではない。しかしこの場合罰金が適切な制裁だととらえられていることは明らかである。

刑事政策的議論の中で、今日一般予防上の理由により、通常短期の自由刑に当る犯罪に対して用いられているよりも広い範囲で、罰金を用いることができると主張されてきた。現実的に、より適切な犯罪の類型は、飲酒運転犯罪、小犯罪の限界をやゝこえた傷害罪、重大犯罪とは判断されない財産犯罪、不服従の罪である（表一―二参照）。しかし、これらの犯罪の多数の刑法上の文言は、罰金を除外している。それ故、かゝる法の適用は法の改正を予想する。

## 第七 現実の調査作業及び立法作業

刑法の制裁体系のさまざまの部分の再構成は、公式な調査会によ

つて次々に行なわれてきた。その幾つかは、新たに法律案を提示し、他方短時日の間に法律案の提示を期待されているものもある。以下これら現実に行なわれている調査作業について簡単に説明する。

自由を剝奪する制裁は、特に注目を受けている。論議の中で不定期の自由刑に対して批判が向けられている。少年拘禁調査会 (Förädlingsnämnden) はこの背景のもとに少年拘禁の廃止を提案し、この改革もたらず措置について方針を打ち出した。調査会の一般的な目的は、調査会設置の指示に従えば、この改革が問題になっている少年法律違反者に対する自由剝奪の増大をもたらすべきでないということである。そのかわりに、改革は、重点を他の矯正保護上の措置、特に保護観察へと更に移行することを目的としなければならないとされる。

一九七一年の精神異常者の処遇に関する調査会は、新たにその報告書を提出した<sup>(32)</sup>。この提案は、特に、閉鎖的精神医学的保護への送致のための適応症が単に医学的又は社会医学的な原因に限定されるということを意味している。更に、拘禁が他の制裁よりも適当であると考えられる場合には、精神医学的保護のかわりに矯正保護領域の自由を剝奪する制裁を判決する可能性が増している。調査会は、矯正保護と医療保護の間の融通性を増すことを提案している(九章四節第二参照)。

上述の調査会の提案の取り扱いと同時に、抑留の将来の位置を検討すべきことが指摘されている。現在司法省内部においてこの領域

での改革の要件が研究されている。

前に指摘したように、裁判所は前もつて部分的に、少年拘禁と抑留との適用を制限することによつて事件を処理している。

調査会との関係で現実化した他の問題は、今日一般予防的な理由によつて通常短期の拘禁を必要とするのみられている犯罪に対する制裁に関するものである。主としてその関心は酒酔運転と不服従の罪にあてはまる。

酒酔運転犯罪に関する立法委員会はその報告書 (SOU 1970: 61) の中で更に細かい制裁の選択を提案した。禁酒保護に関する指示及び罰金を伴う保護観察がそれらの犯罪に対して広く用いられなくてはならないとされる。この提案は、これらの部分についての法改正迄にはいたらなかつた。しかし、この関連で酒酔運転犯罪を抑制し得るために、酒酔運転の検挙率を増すことの重要性が指摘されている。委員会の提案に従い、同会は、アルコール呼吸検査が、酒酔運転犯罪の疑いが存在することを必要条件とせず<sup>(33)</sup>にルーティン的に実施されるということの意味する法律を採択した。この法律の提案の中で、この領域での以前の試行により、ここに酒酔運転犯罪に対する支持が与えられたことが指摘されている。これらの事情は、酒酔運転犯罪委員会の提案の残りの部分<sup>(33)</sup>が今審査のために取り上げられるべきであるということを支持するものと考えられる。しかし、司法大臣は或る種の問題で更に検討を深めることが必要であると指摘した。特に、これは保護のニードが特に顕著である事例を目的とする保護観察の構成と内容の問題にあてはまる。

兵役免除業務及び兵役拒否に対する制裁に関する法律は、報告書を提出した一九七三年の兵役免除調査会によつて修正された<sup>(34)</sup>。その提案は、武器を取ることを拒否する者は兵役免除業務を割り当てられ得るか、又はそれが問題にならぬ時には公共の業務に服する義務があることを内容としている。課された公共の業務の実行を拒否した者のみが処罰され得る。

社会福祉調査会によつて遂行された調査作業 (S 1969: 25) も又制裁体系の展開にとつて興味のあるものである。その報告書<sup>(35)</sup>の中で、調査会は、社会福祉法上の強制的介入措置の制限を提案している。特に、これは、同意を欠く保護措置は一八歳以上の者には用いるべきではないということの内容としている。多数の賛成は得られていないが、調査会の一つの代替的提案によれば、成人のアルコール及び麻薬の乱用者に対する強制的介入措置は、乱用者自身のニードにかんがみそれが必要とされる場合及び閉鎖的精神医学的保護の範囲内にある場合に行なわれるべきだとされる。社会調査会の提案が実現されれば、それが特に、少年法律違反者に対する起訴の放棄及び特別保護への引き渡しの制裁の二つの適用に関し重大な刑事政策的な結果をもたらすのは当然のこととなる。(九章四節第一参照)。

軽い規則違反に対する刑罰以外の制裁を選択し、犯罪化される領域を制限する可能性は、それぞれの作業を完了した多くの調査会によつて調査されている<sup>(36)</sup>。前に説明したところに示されるように、それらの提案は、全体的、或いは部分的に実現されている。

或る調査会 (Ju 1973: 11) は、刑法の中の経済的制裁の改革の必要

性を図表化することを課題としている。この調査会設置の指示の中には、現在の罰金が行為者に経済的利益をもたらす犯罪に対する十分な制裁になつていないということが示されている。大きな経済的価値が危険にさらされるときには、強力な経済的制裁が他の反動形式よりずつと威嚇的に作用すると考えられる。この調査会は又、法人に対して経済的制裁を用いる可能性を研究している。

罰金刑の将来の位置は、罰金刑の執行について準備されている改革に部分的に依存することになる。換刑処分調査会 (Ju 1970: 53) は、その報告書<sup>(37)</sup>の中で、現行の換刑処分の制度を廃止することを提案している。同時に執行の場面での効果的な手段を提案している。調査会の提案は、罰金等の換刑処分を廃止する法律案 (J 976/77: 104) の基礎となつている。この改革が支払率の減少につながるのを防ぐために、罰金及び過料が競売及び他の執行形式の取られる際に、現在よりもよい位置を得ることが提案されている。いわゆる「罰金免疫」グループの発生を防ぐために、或る場合における刑罰の強化につき刑法典に新しい規定を設けることが提案されている。一定期間内に多数の罰金刑に処された者が支払懈怠を示した場合、新しい犯罪を犯した時点でその者に拘禁を科すことができるものとするのである。しかし、このような刑罰の強化は新しい罰金刑が個別予防又は一般予防の観点から明らかに不十分と思われる時のみ行なうべきことが予想されている。

この提案の実現は、国会の審議で反対にあつた。現在この提案は国会の法務委員会に取り扱われており、委員会はこの提案をこの秋

(一九七七年) ラーグロードのレミスに付することを期待されている。

## 第二節 現行の体系の評価

### 第一 執行費用

制裁体系のための社会の全費用を計算することは不可能である。なぜならば多くの作用の限界を定めることが特に困難だからである。司法保護の諸機関は単に刑を科する作用をもつだけではない。

そして制裁体系は大きく社会福祉及びその他の機関の協力の上に立っている。それらの手段は、この領域においてその他の活動から分離することができないのである。それ故ここでの記述は制裁体系と直接結びつく部分に限定される。資料源としては、一九七七及び七八会計年度の予算案(一九七六—七七年一〇〇号)を用いる(付録五、第二部)。

一九七六—七七会計年度において警察官及び警察組織内の捜査職員は約一五七二〇人で、その他の職員は約五〇〇〇〇人である。警察組織の費用は一九七七—七八会計年度で約二六億一五五〇万クローネ強で、そのうち一億四九一〇万クローネは国家警察委員会にふり分けられ、二二億五二六〇万クローネが地方警察機構にまわされている。

国には二一の高等検察庁と八六の地方検察庁とがある。検察組織の職員は一九七六—七七会計年度に一一五八人に達する。このうち三八人は検事長及び上級検事、三八二人は検事正、行政検事及び地区検事、一七九人はその他の検察職員であり、検察機能をもたぬ職

員が五五九人である。一九七七—七八会計年度の検察活動の全費用は一億三〇八〇万クローネ強であり、そのうち約一億一一二〇万クローネは俸給に向けられている。これに検事総長の費用五二〇万クローネ強が加算される。

特に、刑事訴訟事件を取り扱う通常の裁判所の費用は、合せて四億九二〇〇万クローネであり、そのうち三億八五〇〇万クローネが俸給のための費用である。司法教育を受けた職員の数は一九七六—七七会計年度に約一六七五人、その他の職員が約二五〇〇人である。

一九七七—七八会計年度の矯正保護の予算は七億二二〇〇万クローネ弱であり、次表のように配分されている(百万クローネ単位)。

矯正保護庁	四三、八
矯正保護施設	五四八、五
施設外処遇	一一八、九
設備及び動産等	六、七
職員の研修その他	四、〇
計	七二一、九

この数は、矯正保護に関しては実行予算の大部分の支出が施設にかかっており施設外処遇のための費用は相当低い水準にあることを明らかに示している。一九七七年七月一日に矯正保護領域では一五一六の閉鎖収容定員と六五九の開放収容定員とを有する二三の中央施設、八二八の閉鎖収容定員と二一八〇の開放収容定員とを有する五一の地方施設並びに一一七八の収容定員をもつ二二の拘留所があ

る。矯正保護施設の職員は一九七六―七七年に四一七一人、五人（そのうち、看守職員二七二四、五人、作業職員五八三人）に達する。この数は正職員を示している。これに相当数の臨時職員が加わる。

矯正保護施設の費用の六九パーセントは人件費、一六パーセントは地方費用、五パーセントは食費、二パーセントは被収容者の保健医療、体育、教育活動及び八パーセントはその他の費用である。矯正保護の農業、工業部門は一定の収入をあげていることは指摘しておかねばならない。粗収入は約九〇〇〇万クローネであるが、これは巨大な経費と一致している。

施設外処遇組織は一九七六年七月一日に、同数の保護顧問官を有する四六の地区で構成されている。この組織内の職員の数は一九七六―七七会計年度に七三七人に達した（このうち四六五人が保護観察官及び同補であり、二一五人が事務職員である）。施設外処遇の費用のうち六三パーセントは人件費、一五パーセントは観察担当者への補償、七パーセントは地方費用、六パーセントは処遇及び扶助費用、三パーセントは個々の施設外処遇活動への補助、二パーセントは雑費、三パーセントは、その他の費用である。

条件付で釈放された者、施設外の保護に移された者、及び保護観察の判決を受けた者の各々に施設外処遇の費用のどの部分が割り当てられているかを正確に計算することは不可能である。一九七六年に施設外処遇の対象者は平均して一六三二一人であり、そのうち一三二五八人は保護観察の判決を受けた者、二三〇八人は条件付で釈放された者、五三二二人は施設外の保護に移されている抑留に付され

た者、三二三人は施設外の保護に移されている少年拘禁に付された者である。

条件付判決が安価な制裁であることは明らかである。経済的観点からみて、罰金の制裁が国家にとり利益があるものであることは明らかである。換刑処分調査会はその報告書（SOU 1975: 58）の中で、科された罰金の九〇パーセント弱が支払われたことを示している。財政計画（一九七七年の予算案の付録二）では、罰金の手段による収入は、一九七五―七六会計年度に一億八〇四〇万クローネになると説明されている。

罰金刑の執行の費用を評価するのは困難である。執行事務は、執行官事務所が取り扱うが、その収入は主として税金徴収と民事債務の取り立ての監督から得られている。

執行官事務所の徴収業務の結果は、換刑処分調査会によつて一九六九年以来の数を添えて説明されている。徴収の郵便物は一億クローネに達している。ここから九〇〇万クローネが切り捨て、又は割り引きされ、五〇〇万クローネ弱が徴収された。その次の年に四〇〇万クローネ強が清算された。調査会の標本調査により、徴収のために用いられた罰金の郵便は第一回の請求の後に三〇〜四〇パーセントが支払われていることが明らかである。俸給の差押命令の後の支払いについては地方により大きな差がある。かくて俸給の差押命令は、第一回の請求後に支払われなかつた郵便の一〇〜四〇パーセントの支払いを実現させているとみられる。財産の差押は、これらの郵便の一〇パーセント以下にしか用いられていない。

第二 処遇研究

我が国の制裁体系の構成にとつて処遇の側面の意味及び矯正保護領域での保護と処遇への意識的な投資は、包括的研究への理由となつた。我が国においても外国においても、犯罪学的研究は、大部分様々な処遇投資の評価に集中している。現存する処遇形式及び特に諸制裁の効果の一連の研究が近年提出されている。その結果を活用することが重要なのは当然である。研究者自身自らの研究から刑事政策的結論を引き出し、可能な改革の方法を示しているものもある。<sup>(40)</sup>

公式の犯罪統計は、制裁のタイプによる再犯についてのデータを提供している。<sup>(41)</sup>他の確実な方法を欠いている中で、再犯の程度が処遇の有効性の尺度とみなされることが多い。統計からは、制裁の厳しさが増すにつれて再犯がふえる傾向がみられる。しかしながら再犯の頻度は、処遇効果の個別的には不正確な尺度となる。再犯の頻度は、個々の事件で対象者及び制裁の選択が犯罪の性質、判決を受けた者の年齢、以前の犯罪性等の要素が決定的であるような定まつた基準の枠外でなされるという状況に必然的に関係づけられる。その他、当然のことながら、全ての再犯が発覚するわけではない。

表一四（前出八七頁）には、一九六六年に判決を受けた者（同様に起訴の放棄を受けた者も含む）<sup>(42)</sup>の中の重大犯罪の再犯が示されている。この表は、公式の再犯の統計を基礎資料にして犯罪防止委員会の製表班の行なつた研究（*PM 970:2*）からとつたものである。もつとも再犯数の低いのは、初めて条件付判決に付された者の中に

みられる（五年間の追跡で二二パーセントの再犯率）。次に来るのは短期の自由刑に初めて付された者である（一七パーセントの再犯率）。このカテゴリーには、酒酔運転犯罪、不服従の罪、及び一般予防的理由によつて短期の自由刑を受けるべきだとみなされる他の犯罪で判決を受けた者が広く属している。特別な保護手段、処遇手段の形式の矯正保護はこれらの事例については何ら行なわれていない。

四月をこえる拘禁に初めて付された者（三四パーセント）は、この表によれば保護観察に付された者（三七パーセント）よりも再犯率が低い。これは、訴追を受けたのが初めてであれば、長期の拘禁に付される者は比較的少ないということと説明が可能であろう。拘禁は、一般予防の理由により、犯罪傾向の低い対象者に対する場合に用いられている。通常の場合、第一回目の訴追の際には、保護観察又はその他の自由を剝奪しない制裁が判決されている。初回到保護観察の判決を受けている者は多くの場合既に負因のきびしい者になつていることは明らかである。

再犯率は、初めて起訴放棄を受けた者、又は児童福祉法による保護に引き渡す判決を受けた者の間で高い（前者で四五パーセント、後者で五二パーセント）。しかし最高は少年拘禁の判決を受けた者である（六三パーセント）。

この表からは又、再犯の危険は以前に判決を受けたことのある者の間で非常に高いことが示される。前に判決を受けた者が条件付判決を受けた場合、五年間に一九パーセントが再犯に陥つている（初犯者の場合は一一パーセント）。同様に四月以下の拘禁については五二

パーセント、保護観察については五三パーセント、児童福祉法による保護については七二パーセント、四月をこえる拘禁については七六パーセント、起訴の放棄については八三パーセント、少年拘禁については八六パーセントである。この説明の中では年令は全く考慮されていない。引用した報告では年令による分布も示されている。

説明された資料から、施設内処遇及び施設外処遇の双方が、何らの措置もとらない場合よりも再犯率が高いという結論を引き出すことはできない。その理由は、第一に対象者は様々な制裁のタイプ毎に無作為抽出されたものではないということである。裁判所(従つてまた検察官)の判断は、再犯の危険に関する適正な仮定の枠外でなされている。示された再犯統計は、それ故他の制裁が用いられたか、或いは何の制裁も用いられなかつた場合に結果がどのようになつたかを我々に告げるものではない。この問いに答えるためには全く別の方法を用いた調査が必要である。

最も急進的な理解の仕方、全く無作為に対象者を二個或いは数個の処遇形式に分ける純粋な実験的方法である。例えば、或る少年拘禁の判決を受けた者についての実験では、個人を一人おきに施設収容を免れさせ、代りに保護観察に付すのである。他の考えられる可能性は、拘禁の判決を受けた者を無作為に全く違つた処遇形式の二つの施設、一つは例えば純粋に権威的な、他は個人治療指向的方法によつて運用されるものと分けて収容することである。

しばしば合法的な理由によつて、こうした実験を用いることは禁止される。代りに準実験的方法の助けを借りて、異なつた処遇形式

の効果の研究を試みることができる。技術的にみて、これらの調査は複雑であるが、その手続は、原理的に次のようなものである。

或る調査資料(例えば窃盗で判決を受けた全部の者、又は一八一—二五歳で判決を受けた全ての者等)について、与えられた期間内に再犯に陥つた者は誰か、及び再犯と非再犯の各々に結合している背景要因が何かを調査するのである。この結合を基礎にして個人は危険性のカテゴリーに分類できる。勿論良好な背景要素は再犯率を低くする一方、多くの否定的な背景要素は、高い再犯率と結合している。同じ危険率の範疇に属する個人は、平均して同じ再犯危険性を持つ。この範疇化は、再犯の基礎になつている判決の際に用いられた制裁のタイプを全く顧慮せずになされている。

つまり要点は、全く異なつた制裁を受けた同一の危険率の範疇に属する個人を得るとのことである。こうして、同一の危険率の範疇に属する故に統計的特徴では同じである個人に対する異なつた制裁の効果を研究しようとするのである。この方法の難点は、危険性の判定が完全でなく、又或る体系的な相違が異なつた反動形式をもつ集団の間に生じることにある。これらの相違は、上述の分析では見逃されている。

実験的、又は準実験的方法でなされた調査の結果は次のように要約できる。

一、再犯の発生で計つた場合、異なつたタイプの処遇は、それぞれ対応する個人のグループについてはほぼ同じ結果を示す。全

く一般的に、個別予防的観点は、どのようなタイプの措置をとろうともほとんどどうでもよいとすら言うことができる。

二、異なった処遇のタイプは、問題となつてゐる処遇に対する個人の適応性により異つた効果を示す。換言すれば全く同一の処遇集団の中で効果を弁別することができる。即ち、或る個人にとつては処遇Aは低い再犯率を示し、他の者にとつては高い再犯率を示す。

三、或る処遇タイプが他の処遇タイプより(再犯の観点から)よいものでなかつたとしても、その処遇形式が他のものよりはずつと人間的で、心地良いものであり得る(例えば拘禁と比べ保護観察)。その他に、それは実施する上で非常に安価でもある得る。<sup>(43)</sup>

研究の中では、当然、他のもつと観察困難な変数及び特別な変数の組み合わせが処遇の結果と結合する可能性がある。男子の少年福祉学校生徒における再犯についての或る調査<sup>(44)</sup>では、成育環境、教育環境、非社会的徴候、精神状況に関する二九の異つた変数が研究されている。ほとんど全ての研究は、施設収容後の適応状態との期待されてはいたが弱い結合を示していた。本質的に強い結合は、多数の要素が組み合わさつた時に得られた。

ある処遇の実施を怠ることは、それを早期に行なうことよりも悪い結果を示すということを言う者がいる。特に、処遇対象者研究の最終報告の中でこの見解に対する支持が求められている。<sup>(45)</sup>ここでは、少年初犯者の約七〇パーセントが二一歳迄の追跡期間に再犯

してゐることが示されている。これを初発犯罪に対する社会の反動による有害な拒否の結果とみるのは困難である。対象者の誰も刑事責任年令には達しておらず、又児童保護の諸機関も、例えしたとしても、調査以上の措置は何らとつていなかったのである。それ故以上のことは、何もしないでそつととしておいて自然治癒を期待する政策に矛盾することになり得るであろう。

処遇研究の相当の部分は、様々な形の施設処遇の効果を研究することに向けられている。全て施設調査は、同じ方向で次の指摘をしていると思われる。即ち、法に違反した者を刑務所その他の同様の施設に収容することによつて社会復帰の可能性は減少すると。どのような形式の処遇形式が選ばれ、又施設内では説明すみのどんなに異つた処遇方法がとられようと、それは大した意味を持たないと考えられる。<sup>(46)</sup>

これらの調査は、社会復帰の失敗と高い再犯率の形での否定的効果を示しているのみではなく、又施設処遇の人格に対する破壊的効果についての研究も存在する。例えば、ウラ・ボンデソンの施設調査をあげることができる。彼女は、施設収容はそれ自身一連の否定的な要素、例えば施設ずれ、幼児化、神経症化、敗北主義、麻薬耽溺、性的障害を伴うと主張している。

既に公表済みの資料から判断して、社会内処遇組織の強化も、処遇の観点からみて目立つた積極的効果をもたらすとは考えられな<sup>(48)</sup>い。

新たに発表された調査の中で、ウラ・ボンデソンは、条件判決



及び保護観察の個別予防面での効果を研究している。彼女は、異つた制裁群の再犯率に大きい相違のあることを見出している。再犯の指標としての二年間内の前科登録犯罪について、条件付判決を受けた者の一二パーセント、施設処遇を伴わない保護観察を受けた者の三〇パーセント及び施設処遇を伴う保護観察の判決を受けた者の六一パーセントが再犯している。

この調査では又再犯の危険性を考慮に入れても異つた介入的処遇形式の間に相違が存在すると主張されている。いかなる措置もとらないのが(条件付判決)最善の結果を示し、「監督のみ」が中間的結果を示し、施設処遇と結合した監督が最悪の結果を示している。彼女の結論は、強制的処遇の要素が減れば減るだけ結果は良いということである。同じ見解は、犯罪学者ウィルキンスも述べている。即ち「この結果の解釈として立てられる単純な結論は、犯罪者に何の措置もとらないほうがそれだけ良いのである。」と。<sup>(50)</sup>

### 第三 一般予防についての研究

一般予防の問題についての経験的研究への犯罪学者の関心は、長い間比較的小さかつた。これは、アンティラ・テルヌードによれば、一九〇〇年代の個人中心的な犯罪学の発展と処遇研究の膨大な投資ということを背景に理解し得るものなのである。<sup>(51)</sup>

一般予防は、個別予防と対立関係におかれるようになり、短期の私刑要素が学問的な洞察の欠如と結びつけられていたことが指摘される。威嚇的要素、応報及び刑の厳しさの極端な強調は、それへの

反対を生みだした。そうして時には反対側の極限に行つてしまい、同時に刑罰の一般予防的作用を完全に否定するに到つたのである。

しかし、近年一般予防は新たに研究と刑事政策的論議の中心に位置するようになつてきた。一般予防に対する関心の増大は、調査結果に支えられて生じてきた保護思想への不信と結びついている。反動的、残酷、かつなだめることのできない行為として一般予防をみる古い教条的な見解は今や正当性を失つている。代つて、人間性と正義とが一般予防の上に築かれた体系の重要な要素として強調されている。刑罰規定と刑の威嚇との存在が人間を法を守るようにする(人間を威嚇して犯罪を犯すことから守り、社会のサンクションを受ける道徳表象を人間の内心に基礎づけ、或いは固定する)か否かという中心の問題が研究の方法論上の問題をよび起す。威嚇的要素として検挙の危険性の意味が特に関心をひく。<sup>(52)</sup>ここで一義的な完全な解答を得る方法を指示することはなお誰にもできないのである。既存のバラ／＼な研究が或る種の示唆を与えているにすぎない。

これ迄作業は、次の問題に主として向けられていた。

- (1) 一般に人民は規範と制裁とについてどのような知識をもっているか。
- (2) 制裁を受ける危険は、一般の法遵守についてどのような意味をもっているか。
- (3) 制裁の選択及び制裁のきびしさが規則遵守に対してどのような意味をもっているか。

様々な調査は、一般に人民が規則の体系の内容及びその適用につ

いて不十分な知識しかもっていないことを示している。これは、刑罰規定及び刑罰的制裁が一般予防的效果をもつということと矛盾するものとみられる。何が起るかということの詳細に知らなければ、刑罰規定は個々の場合に威嚇的に作用することはあり得ない。それ故刑法の体系及び法律についての細かい情報は、一般予防が機能し得るための前提条件なのである。その後、フィンランドの犯罪学者クラウス・メケレー<sup>53)</sup>はこの方法で知識の意味を過大評価することに反対している。刑法の威嚇的作用は、人民が制裁の危険及び制裁の内容について完全な知識をもつた上で犯罪を犯すかやめるかすることのどちらが自分に有利であるかと計算する点に存するのではないかというのが彼の意味するところである。逆に恐怖を起させるのはまゝ不確実さと無知とである。

例としてメケレーは、フィンランドの学生の禁酒同盟が数年前にほとんど恐怖のプロバガンダの性質を持ち得る内容の麻薬に関する小冊子を配布したことを指摘する。「ある調査では地方の学級の生徒は、小冊子を読んだ後大麻とLSDに対して、より肯定的な態度をもつようになつたことが明らかになつた。小冊子以前には、生徒達は概ねそれらを何かしら危険なものという以上には麻薬について何ら知らなかつたものと思われる。が、小冊子を読むことによつて生徒達は、何らかの麻薬についての知識を獲得し、それが麻薬にむかうことを容易にし、無知からの恐怖を柔らげることになつたのである。」

メケレーは又、刑罰の威嚇的效果を、刑罰体系に関する回答者の

知識と彼らの現実の犯罪との結合関係を定めることによつて明らかにするためになされる全ての調査に対して懐疑的である。メケレーの意味するところによればこれらの調査は、個人の犯罪への傾向及び彼の刑罰体系の知識が共に、背景にある社会的要因に依存しているという事実を全く顧慮していないという欠陥をもつという。そこでは、体験された刑の威嚇と犯罪との間に存し得る結合関係が完全に消去されることがあり得る。特に、犯罪が全く自然に個人の刑事立法に対する関心を強化するのだということを指摘することは理由のあることである。

一般の規則遵守に対する刑の威嚇の意味を一貫して主張しているのはヨー・アンデネースである。彼の緻密な分析と重みのある業績<sup>54)</sup>とは、制裁体系をめぐるイデオロギー的論議の中で特に際立っている。

アンデネースによれば、様々な犯罪のタイプを正確に分類しなければならぬ。それ自体不道德な行為 (Handlings) については法律は社会の道徳を強化する使命をもつ。刑の威嚇がやんでも、個人に内在する道徳感情と周囲の判断に対する個人の恐れとが、仮に短期間であつても、犯罪防止的に作用すると考えられる。これに反して、行為が、法律がそれを否認するという理由で非難に値するものととらえられるに過ぎない場合には (mala quia prohibita) 刑罰規定が犯罪を抑制する唯一のものである。その場合、現在の侵害は高度に効果的な司法的制裁の問題である。しかしながらと、アンデネースは云う。この主たるグループの個々の内部にはかなりの内的

相違が存在する。一般的に、特定の法の違反が合理的に動機づけられれば、それだけ刑法的制裁が法遵守を確立するためより大きい意味をもつようになる。それができる。それ故一般予防に関する現実の議論は各々、アンデネースに従えば、刑法規範の異なつたタイプの間の相違と個々のタイプに対する動機づけの分析との上に築かれなければならない。これは、問題が一般化された問題として議論されるときに見逃されている。

更に、アンデネースは、刑の威嚇を受ける様々な個人の間での分類をしなければならぬと主張する。知的及び情緒的条件は、人間に刑の威嚇的作用の受け入れやすさを大きくしたり小さくしたりするが、又同時に法律の道徳的影響の受け入れやすさにも違いをもたらす。更に、彼は様々な社会の相違をも指摘する。静的な社会では非形式的な社会的な圧力だけで、刑法の助けを借りずに高度の同調行動を生み出すのに十分な強さがあり得る。が、移動性の大きい高度に都市化した社会では、社会的統制は動揺する。

メケレーによれば、あまりに先走つた結論を、人民が刑の威嚇とは無関係に自らの内面化された規範に従うことを示そうとする調査から、引き出すのは危険である。この調査は、さし当り、内面化された規範が刑の威嚇の存在しない場合に弛緩するか否か、又はその弛緩の程度についての問題を明らかにしないのである。

一般予防的視点から制裁のきびしさの問題は、刑事政策的議論の中で大きく注目に値する。一般予防的効果は制裁のきびしさと直接比例して変化するということが時に妥当する。

しかしながら、就中テルヌード<sup>(36)</sup>によつて指摘されたこと、即ち、きびしさの変異の分析に当つては、潜在的な違反者が正に判決されるものと計算している刑罰、その場合の社会的な結果に対し刑罰がどういう意味をもつか、刑罰に伴う付加的制裁はどのようなものであるか等々を考慮に入れることが必要である。

よりきびしい刑罰が一般的に緩かな刑罰よりも大きい一般予防的効果をもつということを支持する科学的な経験的資料は全くない。

この問題は、様々な犯罪に対して刑罰（拘禁の期間、拘禁の代りの罰金等）を定めるとき当てはまる。小犯罪の場合には刑の水準を大きく上げることが規則の遵守に影響すること、即ち同時に制裁の危険を増すか否かを計算することができる。この見解は、交通事故の調査によつて支持される。その調査によれば、違法駐車の数に刑罰がきびしくなり、同時に制裁を受ける危険が増大すると極端に減少するのである。

### 第三節 要約と発展の傾向

本章の説明から、刑法典及び制裁体系の導入は何ら刑事政策的改革作業の停止を意味するものではないことが明らかになつた。既に刑法典の施行前にその改正の必要が問題になつていた。そのような議論は、体系の適用の研究と経験とに基礎づけられて当然かつ必然である。

刑事政策的改革作業における多かれ少なかれ意味のある傾向が観察できる。

最初に犯罪化の領域を制限し、小法律違反については刑罰以外の他の制裁でのぞむ必要性が見出された。どのような代替的制裁をここで考えることができるか、どこまで非犯罪化や非刑罰化を押し進めることができるかが刑罰体系の構成にとつて第一義的な関心である。それ故、この改革の必要性を更に分析し、刑罰的制裁の適用領域の限界づけの一般的基準を定めることが必要になる。

刑事政策の内部の他の明らかな方向は、自由剝奪的制裁の適用を制限する努力である。自由刑の代替手段の問題は、高い優先順位を得ている。その発展は、一連の全般的な観察の端緒を提供する。

(1) 罰金の領域が増大した。罰金は現在以前にはこの刑罰形式を排除していた多数の犯罪に用いられている。

(2) 条件付判決は、刑法改正の際に予想されなかつた範囲で適用されている。この制裁は特に拘禁のみが規定されている通常の重さの財産犯に用いられている。一般予防上の関心を満たすために条件付判決は屢々罰金と併科されている。

(3) 刑法典の背景にある意図に従つて保護観察は拘禁の代替手段としてよく用いられている。保護観察は、累犯(特に財産犯)においても用いられている、この制裁は、一八一—二〇歳の少年の法律違反者に最も普通である。保護観察は比較的多く罰金と併科されている。この制裁が短期の施設内処遇を伴うことはあまり一般的ではない。

(4) 拘禁は、今や主として一部の犯罪のカテゴリーにのみ用いられている。拘禁以外の制裁が原理的に排除されるような非

常に重大な犯罪にこれは妥当する。他の大きいカテゴリーは、自由剝奪を伴わない他の制裁が既に審査された後に、拘禁を必要とするようになる財産犯である。更に拘禁は、粗暴犯、酩酊交通犯罪、軍隊の不服従の罪及び一般予防的理由によつて短期の自由刑が動機づけられるような極端な一部の犯罪に原則的に用いられている。

(5) 不定期の制裁(抑留及び少年拘禁)の適用の度合は非常に低い。この傾向は、これらの制裁を廃止するか又はその適用を強く制限する方向にむかつている。

(6) 児童福祉法又は禁酒保護法による保護への引渡は社会福祉機関による保護措置及び処遇措置を前提条件にしている。社会福祉内の保護理論は、強制的介入から離れる立場をとつていいる。これらの制裁は、それ故に、引き続き少ない程度で適用されることになると思われる。傾向は、その代りに矯正保護の判決をする方向にむかつている。

(7) 閉鎖的精神医学的保護への引渡は不定期の自由剝奪を意味する。精神的に偏倚している法違反者に対し、医療保護と矯正保護のどちらがどの程度干与するかという問題は現在改めて調査中である。この調査会は、この対象者の一部に矯正保護の領域内の保護と処遇とを受けさせるべきことを提案している。

(8) 新たに実施された矯正保護の改革は、執行段階での相当な変化を意味した。基本原理の一つは施設内処遇と施設外処遇

との統合である。傾向は、休暇制（釈放休暇）及び施設外処遇のための釈放の可能性の増大によつて施設内保護の期間を短縮する方向にむかつている。同時に施設外処遇の資源の強化が行なわれている。

刑事政策領域の發展は、自由を剝奪する制裁が科された場合に、長期の刑期を短縮する方向にむかつている。近年は、二年をこえる長期の拘禁に付された者は比較的少なくなつて<sup>(58)</sup>いる。しかし、一九七七年には、非常に長期の刑期の者の数は増加している。自由刑の判決を受けた者の大部分（七六パーセント）は、最高五月以下の短期の拘禁を勤め上げなければならないことが注目される。現実の刑事政策的問題は、それ故こうした形にはまつた自由剝奪以外の制裁を或る種の犯罪について用いるための条件が存在するか否かということである。

制裁体系の全体像は、自由を剝奪しない制裁（罰金と社会内処遇）に、自由刑が減少する一方で、比較的大きい余地が与えられていることを示している。

刑事政策的視点からは制裁が犯罪との闘争における効果的手段であることが当然重要である。犯罪の發展及び特に高い再犯率は樂觀主義に理由を与えない。又、犯罪との闘争は、第一に予防的平面におけるその他の手段によつて行なわれなければならないということも極めて明らかである。

制裁体系の構成及び適用は、効果の視点からのみ批判にさらされているのではない。その他に近年強力になつて来たイデオロギー的

色合の批判も存在する。刑罰の目的に関する議論が新たに進行している。ここでは、刑法典を特徴づけている保護主義のイデオロギーへの一般的な不信にぶつかると、犯罪学的調査において提出される結果から判断すると、刑罰による処遇——施設外であろうと施設内であろうと——は一般に肯定的な結果を何ら示していない。時に処遇要素が個人にとつて介入的であればある程その人が社会に再適應していくのは困難になるということが主張されている。自由剝奪の否定的な制裁上の効果は特に顯著である。

批判は又、制裁が全く一方的に個人の保護及び処遇の必要性に固着してしまい、それによつて非難に値する行為（犯罪）と制裁の間の結合が弱められるか、又は失われていることをも捕えている。その代りに、個人の自分の行為に対する責任を際立たせる必要性が指摘されている。再び古典的刑法学派からの足音が、犯罪と刑罰の均衡を求めその要求と共に、感じられる。予見可能性の要求に従い、制裁の選択と刑罰のきびしさとは広い枠の中で裁判所の裁量に任されるべきでないということが指摘されている。推定犯罪者は、どのような結果が犯罪から生じるかを自ら明らかにできなくてはならない。不定期刑を有する体系は放棄され、法的安定性の重要性が強調される。

制裁の適用も批判にさらされている。制裁はあまりに遅く行なわれており、統制を確立することの重要性に十分な考慮が払われていないということが指摘されている。処罰されるべき犯罪に対する結果的な介入は、刑の威嚇が効果的に作用するために望ましいものと

みられる。何が為されるかという内容は、あまり大きい意味を持たず、ただ刑に値する行為は受け入れられないということを示すために何が為されるといふことが重要なのだという見解が示される。更に、犯罪の実行に関連した迅速な制裁の重要性が指摘されている。

刑事政策の議論の中で、拘禁、社会内処遇、罰金の三つに代替する新しい制裁形式を作り出すことを求める声もあげられている。制裁は、犯罪の中の破壊的要素に対抗して肯定的で有意義なものともみられる内容を与えられなくてはならぬとの見解が示されている。

制裁体系の適用の経験、犯罪の発展、刑罰の目的に関する部分的に変化した見解、及び一般の議論の中に提出された様々な改革理念は、刑法典の制裁体系の再構成の時機が今熟していることを示している。

原註

- (1) 刑法理論の背景についてのより詳しい研究には、I・アッゲ、刑法的反動体系の研究第一巻(一九三九年)及び刑法総論第一巻、I・ストラル、犯罪の制裁序論(一九五五年)及びスエーデンの刑事政策(一九七〇年)、G・エルビン、S・ヘクシャー、A・ネルソン、第一の石第四版(一九七五年)五四頁以下参照。

- (2) 社会防衛運動(Défense sociale)——刑法の最近の理念の方向——討論、北欧犯罪学年報一九五五年一八頁。M・アンセル、社会防衛運動の根本思想(北欧犯罪学雑誌一九五五年九九頁以下)及び社会防衛と犯罪者の精神医学的処遇(北欧犯罪学雑誌一九五八年九七頁以下)、I・ストラール、社会防衛運動(法律家雑誌一九五五年二八頁以下)を参照。

- (3) 刑務所の歴史的発展に関しては、J・ハーグストレーマー、自由刑について(一九七五年)、S・ウィーセルグレン、スエーデンの刑務所と囚人の保護——古代から現在まで——(一九五五年)、T・エリクソン、矯正保護(一九六七年)、G・ルンドステッド、ロングホルメン——二世紀にわたる懲治場及び刑務所(一九七二年)、T・セリン、刑罰学の先駆(フライデルフィア、一九四四年)、G・ラッシュ及びO・キルヒハイマー、刑罰と社会構造(ニューヨーク、一九三九年)、及びT・マティエセン、刑務所の理念——一六〇〇—一九七〇年、シュス編、刑務所は消滅し得るか?(オスロ、一九七二年)所収を参照。

- (4) 刑罰の社会的使命及び刑罰体系は、刑法改革の原理の第一巻で扱われている。刑法理論の観点からのこの問題の更に詳細な検討は、J・C・W・テュレリンによつて、刑法の一般原理という業績の中でなされている。

- (5) I・ストラール、犯罪の制裁(一九五五年)一九二頁。

- (6) K・シュリイター、刑務所人口を絶やせ、演説(ストックホルム、一九三五年)

- (7) (略)

- (8) (略)

- (9) 犯罪の発展の問題についてはK・スベリ、犯罪の量と構造、社会変動と犯罪(一九七四年)所収及びG・カールソン、G・ノルドベリイ、犯罪の発展、BR A 報告一九七六年三号を参照。

- (10) (略)

- (11) 議会の承認した提案(一九七二年六七号)では、重大な麻薬犯罪、重大な麻薬輸入の罪及びその他の重大な組織犯罪により二年以上の刑を受けている者に対し開放施設における保護措置、休暇及び刑期の三分の二を受け終る以前の仮釈放の各可能性を原理的に拒否する意見が述べ

られている。これらの基準は、常に妥当するものとみなされている。(R U 1973: 26. 犯罪者の施設内処遇に関する法律七条三項、二三条二項及び同法の制定資料参照)

- (12) 刑法改正法(一九七六年法律五一〇号)
- (13) 性的粗暴犯(SOU 1976: 9)
- (14) 刑法改正法(一九七五年法律六六七号)
- (15) 租税法改正法(一九七二年法律七〇号)
- (16) 司法オムブズマン報告一九七五年、三七六頁。
- (17) 税務行政上の制裁体系の概観(SOU 1977: 6)
- (18) 密輸犯罪及び関税の追徴(SOU 1976: 37)
- (19) 違法駐車反則金に関する法律(一九七六年法律二〇六号)
- (20) 違法建築における制裁及び強制措置に関する法律(一九七六年法律六六六号)
- (21) 集団交通(Kollektiv persontrafik) における追加反則金に関する法律(一九七七年法律六七号)
- (22) 無保険自動車の新制裁体系の提案(SG-TFK. 一九七四年一〇月一四日)
- (23) 裁判所手続法改正法(一九七六年法律一一三七号)
- (24) 小刑事訴訟事件(SOU 1976: 47)
- (25) 刑法改正法(一九七六年法律五六号)
- (26) 麻薬刑法改正法(一九七二年法律一九三号)、密輸に対する刑罰に関する法律改正法(一九七二年法律一九四号)
- (27) 徴兵法(一九七三年法律一一七六号)
- (28) H・トルンステット、租税犯罪及び関税の追徴(一九七四年)四〇頁以下。
- (29) 支払済みの駐車違反罰による罰金はこの表には算入されていない。

スエーデンの現行制裁体系の成立とその評価

この支払数は、一九七〇年、四六四九六二、一九七三年、五二八六二五、一九七六年、七四五九四八である。

- (30) (略)
- (31) 秩序罰によって罰せられる道路交通法に対する犯罪は含まれていない。
- (32) 精神障害法律違反者(SOU 1977: 23)
- (33) アルコール呼気検査に関する法律(一九七六年法律一〇九〇号)
- (34) 兵役免除業務の権利(SOU 1977: 7)
- (35) 社会保護(SOU 1974: 39) 及び社会サービス及び付加的社会保障給付(SOU 1977: 40)
- (36) 交通事件委員会(SOU 1967: 59)、駐車委員会(SOU 1968: 18)、酷罰罪処罰調査会(SOU 1968: 55, 56)、一九六八年の刑事訴訟事件調査会(SOU 1971: 10, 1973: 13, 1974: 27)、租税刑法調査会(SOU 1969: 42)、密輸調査会(SOU 1976: 37)、公訴権委員会(SOU 1976: 47)
- (37) 罰金刑の執行(SOU 1975: 55)
- (38) スエーデン及び外国の処遇研究の概観は、犯罪学的処遇研究に関する委員会の報告書「犯罪学的研究」(SOU 1973: 86)に載せられている。
- (39) 参考として、B・ Niljesson、制裁的作用(一九六六年)、U・ボンデン、刑務所社会における受刑者(一九七四年)、N・ビンショッブ、処遇に用心せよ、(北欧刑事政策及び犯罪学の発展(一九七五年)所収)を見よ。
- (40) このような野心をもったスエーデンの研究者の例はU・ボンデン、刑務所社会における受刑者(一九七四年)及び社会内処遇(一九七七年)、E・キュールホルン、処遇の効果及び社会内における矯正保護(B R Å レポート一九七五年一号)
- (41) 継続的再犯統計は統計中央局によって一九七四年に一九六六年の分

が初めて発表された。最近の追跡調査は一九六八年に判決を受けた者が一九六八年—一九七三年の間追跡したものである。(統計報告R一九七六年四—一)

- (42) G・カールソン、O・オルソン、犯罪に対する異つた制裁での再犯。(BRA PM 1976: 2)
- (43) E・キュールホルン、処遇の効果二一七頁を見よ。
- (44) D・ブロンベリ、少年福祉学校生徒の社会復帰、社会福祉報告一九五八年三号。
- (45) 少年犯罪者(B R A レポート一九七五年二号、セトラ・シンポジウムより) 参照。ここでは一九五六年の対象者調査の結果及び刑事政策的結論が論じられている。社会の反動——烙印化——に特に一章があてられている。(七八頁)
- (46) 例えば、N・クリスティー、反動の効果 (NTTK 1961 p. 135) R・フッド、R・スパークス、犯罪学(ストックホルム、一九七三年一六〇ページ以下) 参照。
- (47) U・ボンデソン、刑務所社会における受刑者(一九七四年)。N・クリスティーによる書評、刑務所内部の生活 (NTTK 1974) 七七頁参照。
- (48) E・キュールホルン、社会内処遇 B R A レポート一九七五年一号) 及びそこで説明されている部分レポート。本書第七章も参照。
- (49) U・ボンデソン、社会内処遇——意図と現実——(一九七七年)。
- (50) L・T・ウイルキンス、刑罰手段の評価(ニューヨーク、一九六九年) 八三頁。
- (51) I・アンティラ、P・テルヌード、犯罪学(一九七三年) 一五四頁以下。
- (52) 一般予防に関する B R A のシンポジウムのための報告(一般予防、B R A レポート第二号)も参照。
- (53) K・メケレー、刑罰の効果について(Oikeusliede VII1975)。
- (54) J・アンデネスの労作中、一般予防——幻想・現実。——(NTTK 1950, p. 103ff.) 一般予防と犯罪の類型(I・アッゲ教授記念論文集一九七〇年)、刑罰と一般予防(法律学雑誌、一九六六年、一頁以下)、刑罰と法遵守(一九四四年)、一般予防再論(一般予防、B R A レポート二号所収)をあげることができる。
- (55) 前掲書、二六三頁。
- (56) 前掲書、一五八頁。
- (57) W・チェンブリス、刑罰の一般予防的効果(犯罪と非行、一九六六年一号、七〇—七五頁)。
- (58) 一九七六年には一九一人が二年以上の拘禁に処された。このうち五人は粗暴犯、平穩を犯す罪、風俗犯で判決を受け、三九人は盗犯で、二人はその他の財産犯で、五人は放火で、一人は偽造変造の罪で、八四人は麻薬犯罪で、八人は重大な密輸犯罪で、二人は重大な粗税詐欺罪で判決を受けた。